

2013 年度 修士論文

福島県田村市都路地区の原発事故後の変遷および行政と住民の対応

Recovery Process and Treatment by Local Residents and Government after
Fukushima Nuclear Disaster in Miyakoji District of Tamura City

宮崎 智裕

Miyazaki, Tomohiro

東京大学大学院新領域創成科学研究科
社会文化環境学専攻

Department of Socio-Cultural Environmental Studies
Graduate School of Frontier Sciences
The University of Tokyo

目次	
第1章 序論	… 5
1.1 研究の背景	… 6
1.2 研究の目的	… 7
1.3 研究方法	… 7
1.4 研究対象地について	… 8
第2章 震災以降の住居の変化	…11
2.1 震災以降の都路町の変遷	…12
2.1.1 避難区域指定の変遷	…13
2.1.2 都路町を巡る震災復興政策の概観	…13
2.1.3 空間線量の変遷と除染の進行	…15
2.2 都路町住民の住居の変化	…18
2.2.1 仮設住宅等への人口の移動	…19
2.2.2 行政区ごとに見た住民の帰還状況	…20
2.2.3 転出による人口の流出	…22
2.3 住居の変化と行政の対応	…24
2.3.1 行政の対応が住居の変化に与える影響	…24
2.3.2 今後の都路町内で予定される出来事と住民帰還へ向 けた課題	…25
2.4 小結	…26
第3章 都路町の住民の意向について	…29
3.1 田村市住民意向調査について	…30
3.1.1 調査の概要	…30
3.1.2 調査結果	…31
3.1.3 追加調査の必要性	…33
3.2 ヒアリング調査	…34
3.2.1 行政機関へのヒアリング	…34
3.2.2 避難生活を送る住民へのヒアリング	…38
3.2.3 都路町で活動している NPO 法人へのヒアリング	43
3.4 小結	…45

第4章 都路町住民アンケートの実施	…47
4.1 住民アンケート概要	…48
4.2 生活の現況	…50
4.3 住民から見た都路町の課題	…60
4.4 住民の属性別にみた都路の課題	…68
4.5 小結	…71
第5章 結論	…73

第1章 序論

- 1.1 研究の背景
- 1.2 研究の目的
- 1.3 研究方法
- 1.4 研究対象地の概要

第1章 序論

1.1 研究の背景

東日本大震災を起因とする福島第一原子力発電所事故をめぐる状況は、その復興プロセスにおいて通常自然災害とは大きく異なると考えられる。その理由として、

(1) 放射線量という目に見えない数値をもとにして避難の必要性が論じられ、またその安全性の基準が明確になっていないこと

(2) 放射線量を確実に減少させる手段が確立されていないこと

(3) 原発事故の処理が今後数十年かかり、それまでの地域の安全性が保障されていないこと

(4) 原発事故の影響は非常に広範囲に及び、被災者の住生活だけでなく地域の産業にまで深刻な影響を与えていること

が挙げられ、地域の住民に大きな不安を与えている。

また都路町をはじめとする被災自治体は中山間部に位置しており、震災以前より「移動交通問題」「地域雇用の減少」「買い物・医療面での生活基盤の衰退」などの課題が指摘されている。

避難指示が他の自治体より早い時期に解除された都路地域では、多くの住民が将来の見通しを立てることが出来ずに避難先から自宅に完全に帰ることができない状態が続いているが、このことは原発事故に起因する問題だけでなく、都路町に従前より存在する問題も大きな要因ではないかと感じた。

そこで、旧警戒区域のうち最も早く除染や区域解除へ向けた動きが進行し、現在「住生活基本計画」の策定が進行している都路町において、住民の抱える課題により対応できる復興計画の施策・事業立案を行うため、これら課題と住民との関係を明らかにする必要がある。

1.2 研究の目的

以上を踏まえ、次の研究目的を設定する。

(1) 都路町の住民の、震災直後から現在までの仮設住宅を含む居住地の動向と、都路町の復旧状況や放射線量の変化の実態との関連性を明らかにする。(2章)

(2) 被災した住民の帰還行動を決定づける要素や帰還するうえでの課題を抽出し、住民が帰還するための条件や都路町での住生活において重視していることと、それぞれの課題に関わる被災者の属性の関係を明らかにする。(3章)

(3) 都路町の住民が帰還するうえで最も重視していることと、都路町で実施されるべき施策の優先順位を明らかにし、住民属性ごとの意向の違いを比較する。(4章)

1.3 研究方法

目的(1)(2)では、都路行政局が震災以降毎月集計している住民データや文献調査、ヒアリング調査で得た情報をもとに、都路町の震災時住民の居住地動向を時系列的に整理し、都路町の空間線量の変化や、震災以後の都路町の出来事と照らし合わせて居住地変動の要因を考察した。

目的(3)では、行政、住民、NPO等からヒアリングを行い、考察を行った。

目的(4)では目的(3)までの調査結果をもとにアンケートを作成・実施して、回答結果をクロス集計し、住民の属性と住民の意向の傾向を考察した。

1.4 研究対象地について

都路町は阿武隈高原の中央にある福島県田村市の東部にある行政区である。面積は125km²、2010年の人口は3001人、高齢化率は34%であった。就業者の28%が第1次産業に従事しており、農林畜産業が地域の基幹産業となっている。また当地域は浜通りに近く、震災以前は浜通り方面で就業する住民も多く存在した¹。

2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響で、福島県田村市都路町の一部が福島第一原発の警戒区域（原発から半径20kmの区域）に指定され、また都路町の大部分は原発から30km圏内に位置し、2011年4月22日まで都路町内全域が避難区域となった。しかし、都路町は原発からの距離に比して空間線量が低く、避難指示解除準備区域（旧警戒区域）を除いて住民の帰還が可能となっている。しかし、2013年9月現在、都路町の震災前の人口に対する帰還者の比率は24%²にとどまっており、福島県広野町、川内村など他の避難指示解除準備区域でも帰還率の低さが課題となっている。

（「帰還者」とは、居住地を都路町内として登録している住民のことである。仮設住宅を居住地として登録していても生活を都路町内の自宅で営むことは可能であるため、何人の住民が都路町内に戻って実際に生活しているのかを把握した統計は存在しない。）

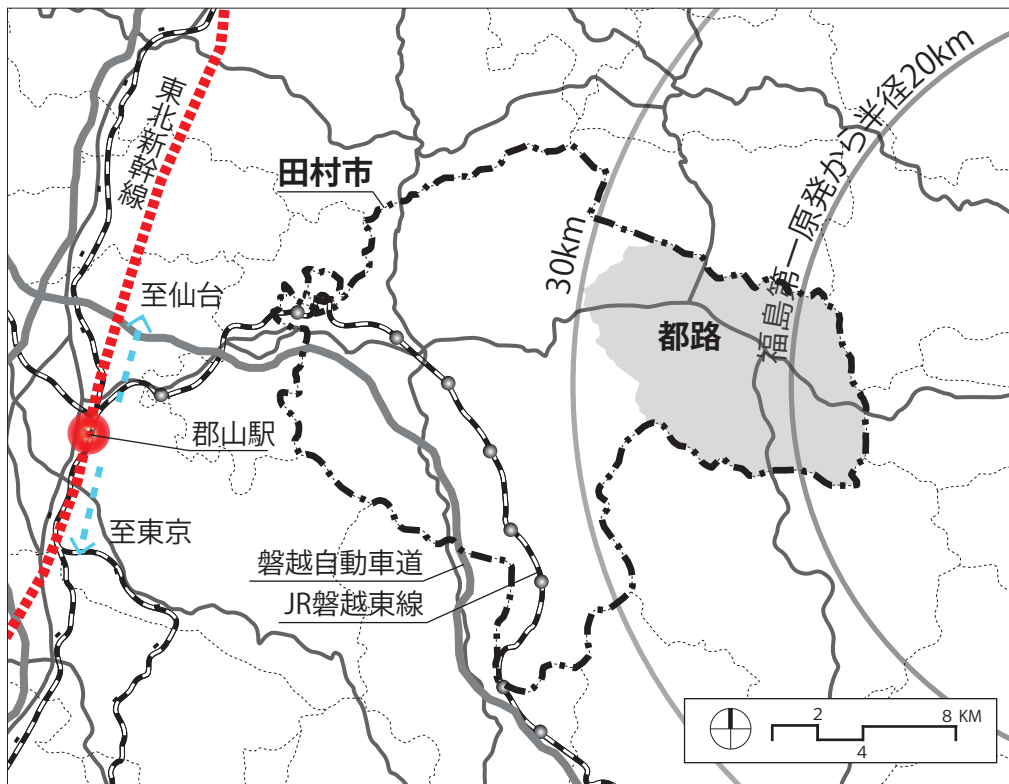


図1-1 田村市と都路町の、周辺市町村との位置関係（2万5千分の1地形図を参照し、筆者作成）

脚注

1. 「平成 22 年度受託研究 田村市都路地域まちづくり基本方針 検討報告書」2011 年 3 月、東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻空間計画研究室 田村地域デザインセンター
2. 都路行政局提供、震災発生時住民の動向データより

第2章 震災以降の住居の変化

- 2.1 震災以降の都路町の変遷
 - 2.1.1 避難区域指定の変遷
 - 2.1.2 都路町を巡る震災復興政策の概観
 - 2.1.3 空間線量の変遷と除染の進行
- 2.2 都路町住民の住居の変化
 - 2.2.1 仮設住宅等への人口の移動
 - 2.2.2 行政区ごとに見た住民の帰還状況
 - 2.2.3 転出による人口の流出
- 2.3 住居の変化と行政の対応
 - 2.3.1 行政の対応が住居の変化に与える影響
 - 2.3.2 今後の都路町内で予定される出来事と住民帰還へ
向けた課題
- 2.4 小結

第2章 震災以降の住居の変化

2.1 震災以降の都路町の変遷

都路町の震災以降の変遷を文献調査または都路行政局へのヒアリング（2013年9月19日）を通じて調査し、図表にまとめた。

表 2-1 都路町の震災以降の変遷（経済産業省ホームページ、福島県土木部ホームページ、ヒアリング記録をもとに筆者作成）

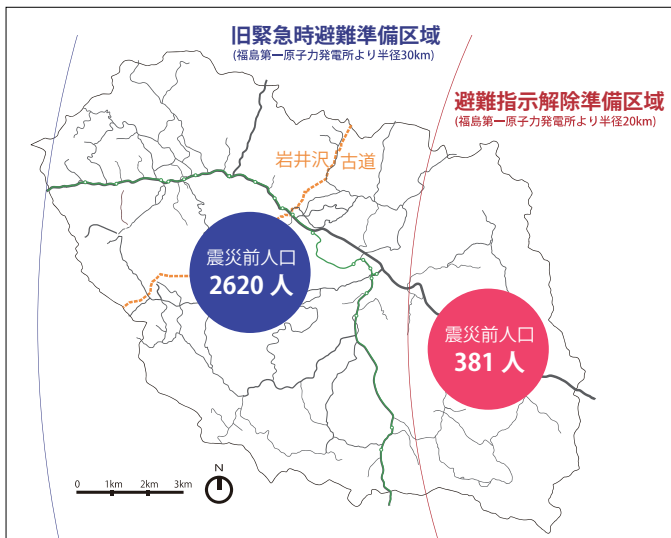
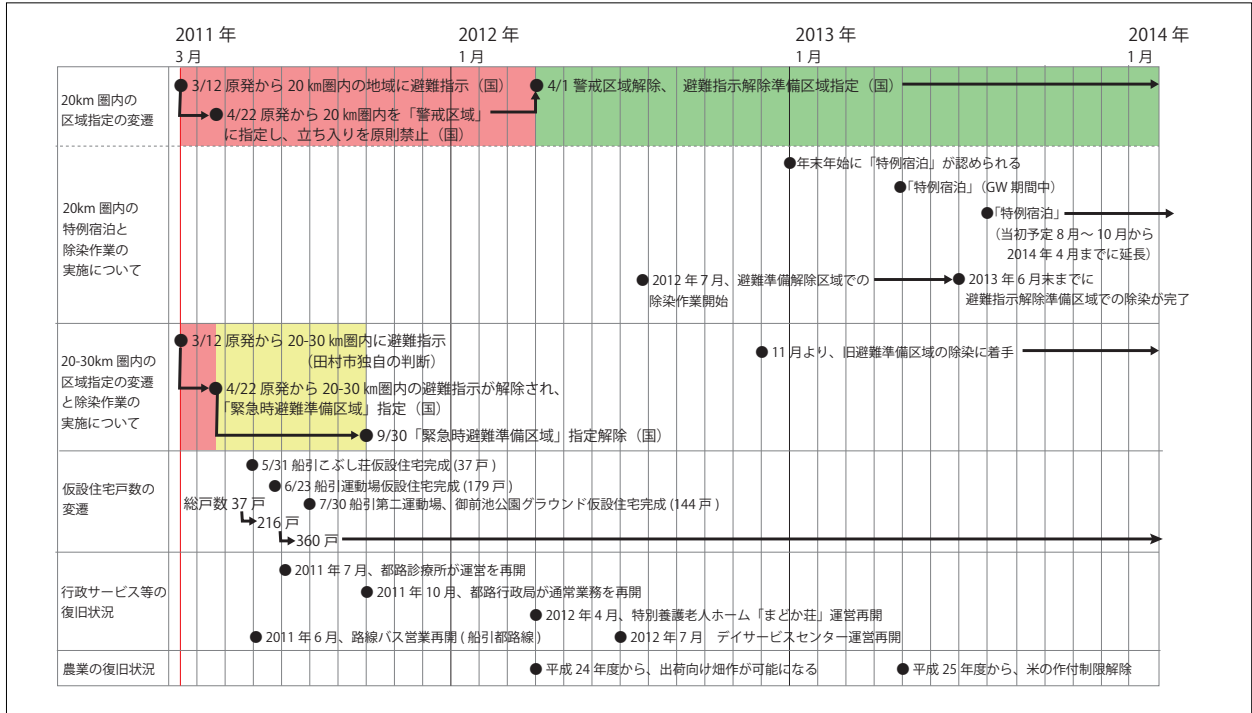


図 2-1 都路町の避難区域の位置

都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計、「平成 22 年度受託研究 田村市都路地域まちづくり基本方針 検討報告書」（2011 年 3 月、東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻空間計画研究室 田村地域デザインセンター）をもとに、筆者作成

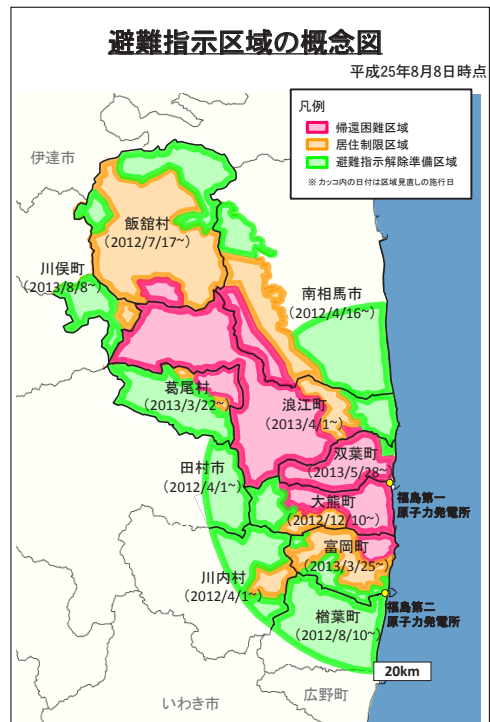


図 2-2 原発事故による避難区域全域（2014 年 1 月時点）

経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図」<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji> より引用

2.1.1 避難区域指定の変遷

都路町は地域のほとんどが原発から30kmの範囲内に所在し、原発事故発災直後に町内全域に避難指示が発令された（図2-1、表2-1）。原発から20km圏内へは国から、20-30km圏内へは田村市独自の判断で避難指示が発令された。

20km圏内の震災前人口は381人（121世帯）で、2011年4月22日以降、「警戒区域」に指定され、域内には立ち入り禁止となった。2012年4月より、「避難指示解除準備区域」となり、日中の立ち入りが認められている（表2-1、図2-2）。

都路町は原発からの距離の割に空間線量が低く他の旧警戒区域に先駆けて、2012年年末以降、3回にわたり一時宿泊が可能な期間が設けられ、避難指示解除準備区域指定の解除に向けた準備が進んでいる。とくに3回目の宿泊期間は2013年8月～10月という長期間にわたって設定され、住民と行政の協議の結果2014年4月までの宿泊期間延長も決定されている¹（表2-1）。政府と市は「平成26年春」を目安に避難指示解除を目指しており、2014年1月現在、住民との間で協議が行われている²。

原発から20-30km圏内の震災前人口は2620人（873世帯）³で、2011年4月22日以降、「緊急時避難準備区域」（政府が住民に対して、いつでも屋内退避や避難が行えるように準備を求めた地域）となり避難指示は解除された。その後、2011年9月30日に「緊急時避難準備区域」の指定も解除されている⁴（表2-1、図2-1）。

2.1.2 都路町を巡る震災復興政策の概観

(1) 仮設住宅の整備について

2011年4月に都路町全域に出されていた避難指示は警戒区域を残して解除されたが、2011年夏までに船引町内への仮設住宅の整備が行われた。その内訳は、田村市民向け仮設住宅は、船引こぶし荘仮設住宅（5/31完成、37戸）、船引運動場仮設住宅（6/23完成、179戸）、船引第二運動場仮設住宅（7/30完成、100戸）、御前池公園グラウンド仮設住宅（7/30完成、44戸）となっている⁵。後ほど詳述するが、2013年現在、829人の住民がこれらの仮設住宅で生活をしている。

第2章 震災以降の住居の変化

(2) 行政サービスの復旧状況について

都路町内の電気、ガス、水道などのインフラについては震災当時から大きな被害はなく、既に復旧済みである。

原発から20-30kmの地域は、2011年の4月22日には自宅で生活が可能となり、それに伴い路線バス（船引古道線）が営業を再開し、都路診療所と診療所の送迎バスが7月に運営を再開した。9月30日には緊急時避難準備区域の指定が解除され、同時に10月から行政局が運営を再開した。2012年度には、4月に特別養護老人ホーム「まどか荘」が運営再開したほか、7月にはデーサービスも再開されている（表2-1）。

20-30km圏内にある都路中学校、古道小学校、岩井沢小学校、岩井沢幼稚園は船引に仮移転し、以前に廃校となっていた小学校を利用して再開している。2014年4月から、元の校舎での学校運営の再開が決定されている。2013年9月現在、児童生徒とその家族の多くは船引町などで生活を送っており、都路町に帰還している児童生徒はスクールバスで船引町の仮移転先へ通学している。

(3) 産業の復旧状況について

製造業など小さい事業所は、ほとんど事業再開できていないが、土木建築事務所は除染事業のためおよそ4～5社が稼働している。

畜産業は一部営業再開している。2010年度と2013年度の畜産農家数の変化は、87→66件となっている。

2013年度より、水田の作付が可能となっており、水田全体のうち3割の面積、生産農家数は5分の1の規模で行われている。今年度まで水田面積に対して補償が行われており、作付実施状況に係わらず給付される。来年度以降は営農再開のための事前準備に対して補助金が出る形になる。

表2-2 稲の作付状況

	戸数	面積 (ha)	生産(見込み)数量 (t)
2010年度	458	347.4	1459
2013年度	90	110.5	372

(2013.3.18時点)

表2-3 畜産農家件数

	畜産(牛)農家名簿 (個人及び事業所)
2010年度	87
2013年度	66

商店は、まちなかの数軒のみが営業を再開している。大手コンビニチェーンの移動販売進出が実現し、古道ちく中心部へコンビニエンスストアが出店する見込みである。また仮設商業施設整備事業が古道と岩井沢の2か所で実施される予定である。

移動販売は従来からの競合事業者が存在するが、高齢化の進行する住民サービスの向上という点で、市は推進している。

2.1.3 空間線量の変遷と除染の進行

(1) 田村市の空間線量の現況 (図 2-3)

田村市内の年間累積被ばく放射線量は、航空機モニタリングの結果によれば、市域の20km圏内と20kmから30km圏内及びその周辺は概ね年間5mSv程度、その他の地域については1mSv以上5mSv未満である。田村市は、原発事故現場に近いにも関わらず、放射線量は、比較的低い値を保っており、原発からの距離と放射線量の値は必ずしも相関せず、事故直後の天候や風向き、地形などにより大きく偏りがあることがわかっている。

(2) 都路町内の空間線量の変化 (図 2-4)

2011年末時点ではほぼすべての測定地点で0.4～1 μ Sv/hが検出されていた都路町内の放射線量は、減少傾向にあり、2013年12月時点で測定を行っている地点のうち半数以上の地点で0.23 μ Sv/h(年間累積被ばく放射線量1mSv相当)を下回る測定結果がなされている。

(3) 測定地点ごとの、空間線量の比較 (図 2-4)

・岩井沢地区(第1～5行政区)

岩井沢地区は、全域が20km圏外にあるにもかかわらず、空間線量が高い地点が多く、特に岩井沢地区の北部の空間線量が高い。これは、原発から見て北西方向に空間線量の高い地域が伸びており、都路町については町内の北から東にかけての周辺部において空間線量が高い値を示すためだと考えられる。

・古道地区第6・7行政区、古道分団3部屯所(第8行政区の20km圏外)

都路町の中心部である古道中心市街地を含むこれらの測定地点の線量は、安定して低い値を保っている。

・古道地区第8・9行政区(20km圏内)

原発から20km圏内の地域は東側の原発に近づくほど高線量であるが、西側の地域は町内で最も線量の低い古道中心市街地に隣接しているため、線量は安定して低い。

第2章 震災以降の住居の変化

・古道地区第10～12行政区

この地域においては第10区の測定地点が軒並み低い値を示している。しかし、12区の都路グリーンパークをはじめとする山間部では比較的高い線量を記録している。

都路グリーンパークでは2012年3月～6月の間に線量が上昇しており、9区の場合々グリーンハウス前測定地点でもこの現象がみられた。2012年4月2～3日にかけて、記録的な暴風雨に見舞われたことが原因ではないかと推測できる⁶。

(4) 除染作業の実施とその効果について

避難指示解除準備区域では2012年7月～2013年6月までに除染作業が実施され、それ以外の都路町内でも2012年の11月から除染が実施されている。しかし、(図2-4)で示した空間線量の時系列的变化からは、これらの除染期間中に著しい線量の低下は確認できなかった。

除染の効果については、環境省 (http://josen.env.go.jp/area/ex_post_monitoring/tamura.html) によれば田村市では除染により平均37%の線量の低下が見られたとしている。しかし、除染作業の本格実施前の効果の調査 (http://josen.env.go.jp/area/details/pdf/senkou-kekka_tamura_01.pdf) によると、除染地点の線量は平均して13%しか低下していないことから、時間経過等、ほかの要因による線量の低下も少なからず存在することが考えられる。

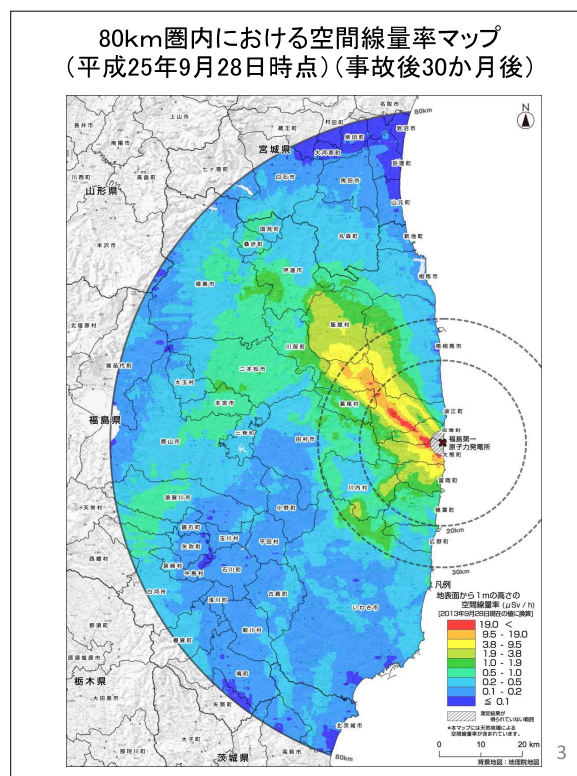


図 2-3 空間線量率マップ

原子力規制委員会ホームページ「東京電力福島第一原子力発電所事故から30か月後の航空機モニタリングによる空間線量率について(第37回原子力規制委員会資料5)」から引用

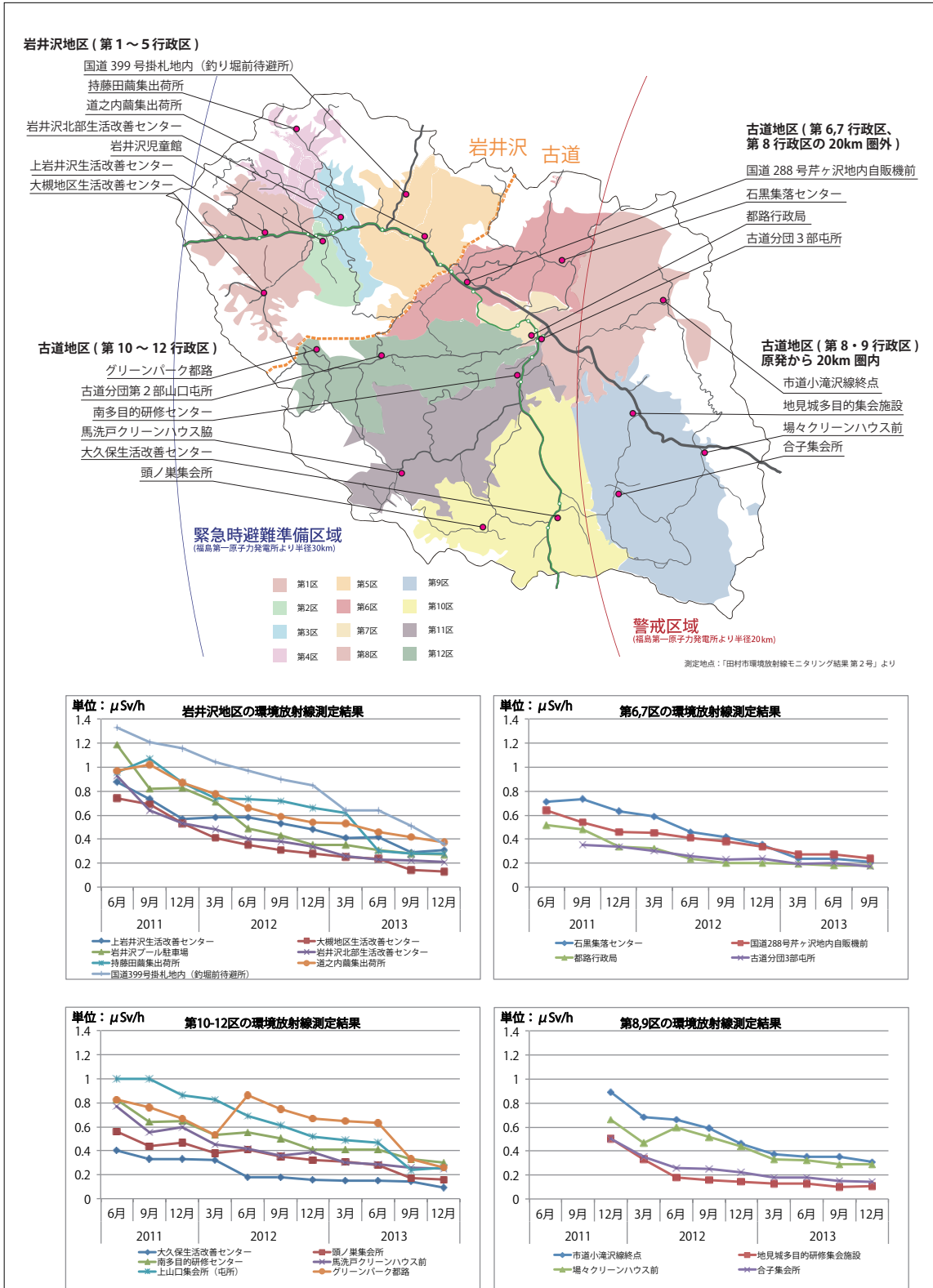


図 2-4 環境放射線測定地点ごとの空間線量の変化

環境放射線モニタリング測定値 - 福島県田村市ホームページ をもとに、筆者作成

2.2 都路町住民の住居の変化

都路行政局が毎月末集計を行っている震災発生時の住民の居住地と住宅形態のデータを時系列順に整理し、変化の実態の把握と、その要因の推定を行った。

震災発生時、都路町の住民総数は3001人であり、そのうち原発から20km圏内の住民の数は381人、20km圏外で生活していた住民は2620人である。

2013年8月末時点で、都路町の自宅に在住している（「自宅退避」）住民は700人、市内／市外問わず仮設住宅等に入居している住民は1653人と、半数以上が仮設住宅に居住していることがわかる。都路町の自宅から住民票を移した「転出者」は、205人となっており、震災発生時の都路町住民のうち7%に上る（表2-4）。

表2-4 2013年8月30日時点の都路住民の住居 （都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計をもとに筆者作成）

都路町に住民票有	自宅退避(都路在住)	700
	市内(都路以外)	98
	まどか荘	27
	市外	98
	県外	99
	仮設住宅 田村市内	820
	仮設住宅 県内各市町村	2
	市内:市営・雇用促進住宅、その他	121
	県内:市営・雇用促進住宅、その他	10
	市内:借り上げ住宅	445
県内:借り上げ住宅	255	
転出者	転居出:市内(施設)	13
	転居出:市内	23
	転居出:市内(仮設住宅)	7
	転居出:市内(市営住宅等)	5
	転居出:市内(借り上げ住宅)	6
	転出:県内	87
	転出:県外	64
	死亡	118
	その他	3
	合計	3001
	合計-死亡	2883

「自宅退避者」とは震災前からの自宅で生活していることを都路行政局に届け出を行った住民であり、「仮設住宅居住者」は仮設住宅等に居住していることを都路行政局に届け出ている住民を表す。このなかには、仮設住宅を引き払わずに都路町内の自宅で実質的に生活を営んでいる住民も含まれるため、実際に都路町の自宅で生活をしている住民の数は「自宅退避者」数よりも多くなることが考えられる。

2.2.1 仮設住宅等への人口の移動

都路行政局が集計している、都路町住民の自宅退避者数と仮設住宅居住者の変化の実態を調査した（図2-5）。

2011年4月に都路町全域に出されていた避難指示は警戒区域を残して解除され、2011年6月末時点で798人の住民が都路町の自宅に帰還していた。

その後、2011年夏に船引町内への仮設住宅・借り上げ住宅（小中学生の子供がいる世帯から優先して居住できる、市が借り上げた民間の賃貸住宅など）の整備が進み、震災発生時の都路町住民のうち約半数が仮設住宅等に居住することとなった。市内仮設住宅等入居者数の最大値は2012年8月末の1520人で、以降減少傾向にある。

2011年6月末までに自宅退避（都路町内の自宅へ帰還）していた住民798人のうち、150人が仮設住宅に住まうようになったという動きがみられた。地震による損傷が少なく、自宅が生活できる状態であっても、放射線量への不安から仮設住宅に避難を行いたいと考えた住民が相当数存在したことが考えられる。

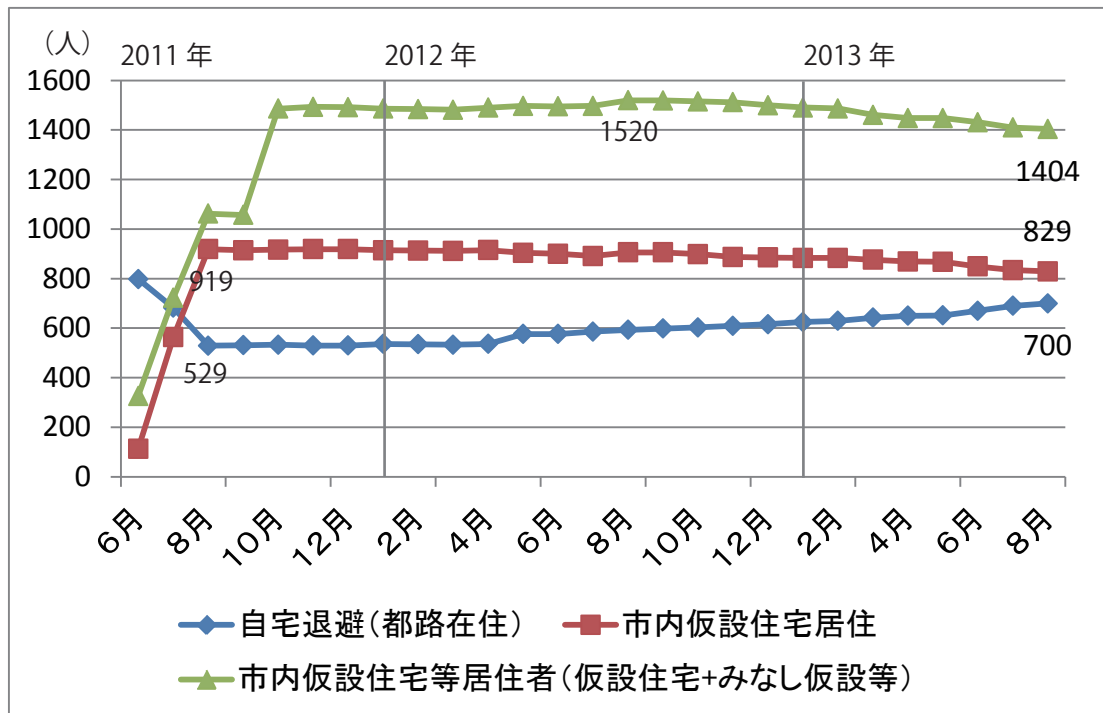


図2-5 都路町へ帰還している住民と、仮設住宅で生活をしている住民数の変化

都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計をもとに筆者作成

第2章 震災以降の住居の変化

2.2.2 行政区ごとにみた住民の帰還状況

行政区ごとに、「自宅退避者」の数を集計し、震災前人口に対する割合を「帰還率」として集計した（図2-6）。

全体的な傾向として、2011年8月に仮設住宅の整備が完了して以降、帰還者の数は横ばいを続けている。この傾向が大きく変化するのは2012年6月末から9月末にかけてであり、この時点から帰還率はゆるやかな増加に転じていることがわかる。2012年また、第8・9区以外では第11区の帰還者の数が2013年12月までの1年間で減少傾向にある。

行政区別の帰還率は、避難指示解除準備区域が地区の大部分を占める第8・9行政区を除くと、2013年12月末時点で20～40%となっている。帰還率と地理的特性から各行政区の帰還率の傾向を分類すると、

①第1・2・3・10・11・12行政区

都路町の南西側に位置する、比較的帰還率の高い（30～40%）地区

②第4・5・6・7行政区

都路町の北東側に位置する、比較的帰還率の低い（20～30%）地区

に分類できる。

空間線量が住民の帰還の意思に影響を与えており、住民の居住地（自宅周辺など）の空間線量によることは予測できるが、その結果が都路町全体の空間線量の分布（2.1.3、図2-4）とは異なる傾向になるということは考えにくい。

このような住民の帰還率のパターンの要因として考えられるのが、都路町北東部にある葛尾村や浪江町の線量が高く、忌避されていること、また仕事や日常生活でこれらの地域と頻繁に交流をしていた住民が帰還しづらくなったことなど、放射線量以外の要因も考えられる。

注)

まどか荘は運営再開と同時に震災前からの入居者のうち多くが再び入居したが、入居者の死亡等によりその人数は減少傾向にある。代わりに、都路町内だけでなく他市町村や都路町外からの新たな入居者も多く、2013年11月時点で45人が入居している。

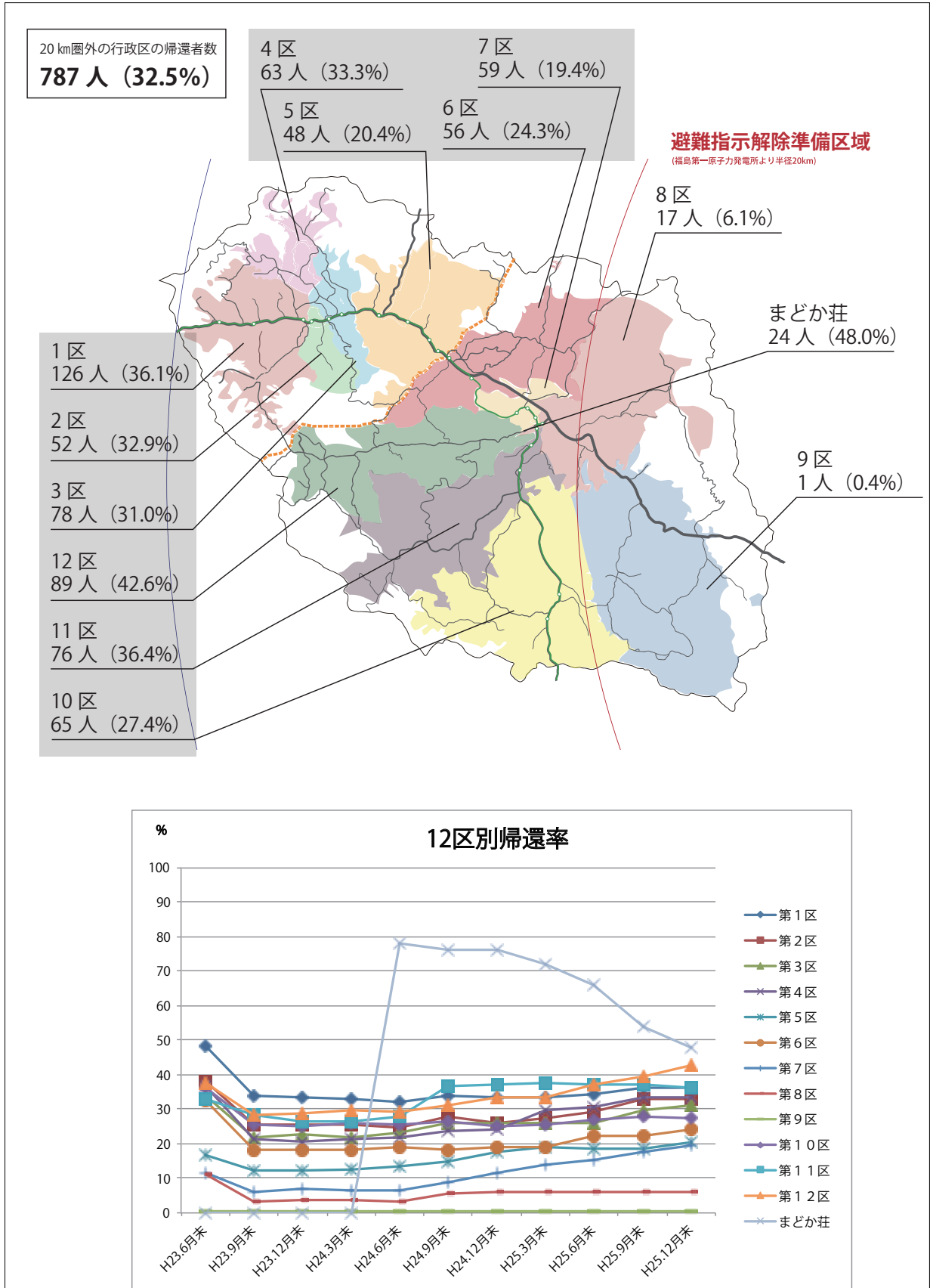


図 2-6 行政区ごとの住民の帰還率とその変遷

『都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計』、「平成 22 年度受託研究 田村市都路地域まちづくり基本方針 検討報告書」(2011 年 3 月、東京大学

大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻空間計画研究室 田村地域デザインセンター) をもとに、筆者作成

2.2.3 転出による人口の流出

震災以降、都路町から転出する住民数の変化を整理し、転出時期別の転出者数の変化や、出身行政区、転出先による特性を明らかにした（図2-7）。

(1) 行政区別の人口減少数の比較

2013年8月末時点での行政区ごとの人口減少数を比較する。なお、この人口減少数の中には死亡した住民の数も含まれる。第2行政区の減少率が最も高く12.6%となっており、最も減少率が小さいのは第10行政区の8.0%である。行政区ごとの人口減少率に、地理的な要因、または放射線量との関連は見られなかった。都路町全体では約10%の人口減少率となっている。

(2) 転出人口の変化の実態について

都路町住民の転出総数は毎月増加を続け、2013年8月末時点で205人となっている。都路行政局が集計を始めた、2012年11月以降で最も転出者数の増加幅が大きいのは2013年の2月末～3月末の期間（23人）であり、年度の変わり目に転居をする住民が多いことがうかがえる。しかし、2月末～3月末に転居手続きを行った住民が、都路町からの避難生活にピリオドを打ち新たな場所で生活を始めるための転出なのか、若年層の進学・就職を機にした転出なのかなどの内訳は定かではない。

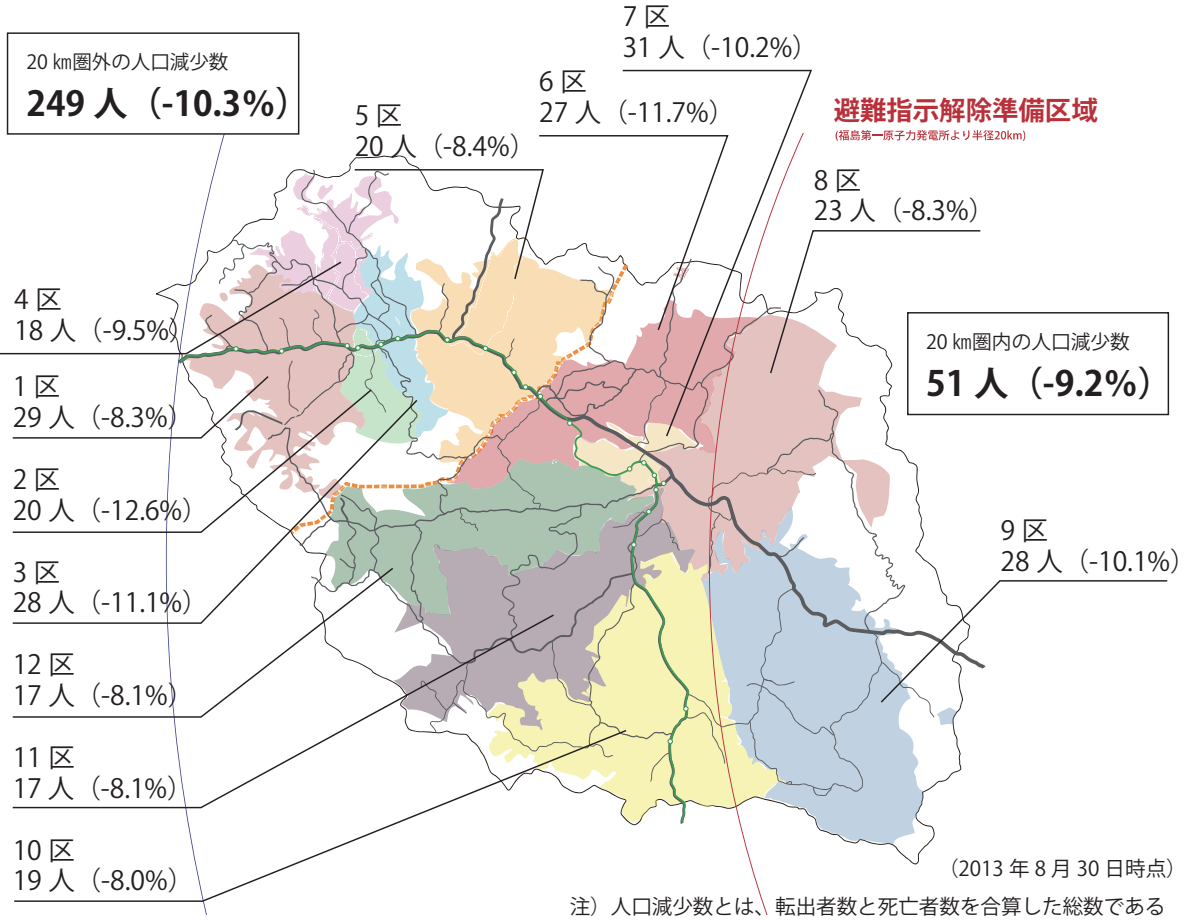
転出者の転出先は、多い順に、県内（87人）、県外（64人）、市内（54人）である。

(3) 居住地別都路町住民数に対する転出者の割合について

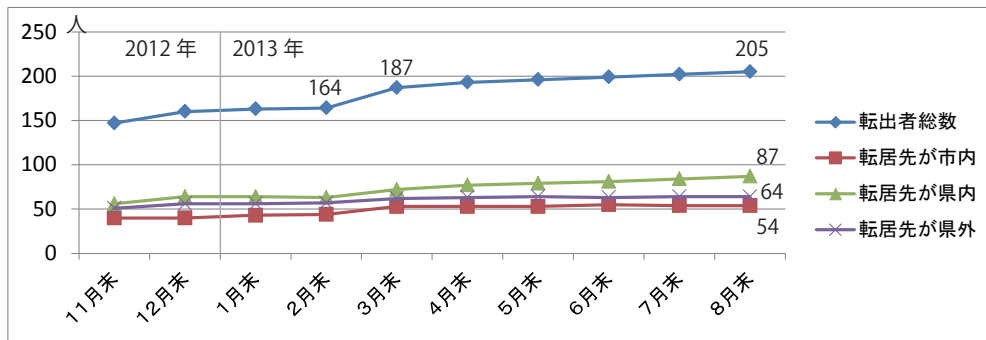
田村市内、福島県内、福島県外でそれぞれ生活を送っている震災当時の都路町の住民のうち、転出者が占める割合を調査した。

その結果、最も転出者の割合が大きいのは福島県外に居住する都路町住民であり、福島県で生活する震災時都路町住民のうち、39%が転出手続きを行っている。次いで転出者の割合が大きかったのが県内居住者（19%）であり、都路町から離れた場所に居住している住民ほど、都路町を離れて生活することを決断する傾向にあることが明らかになった。

行政区ごとの人口減少(転出)数と人口減少率



転出者の総数の変化



都路町外の田村市内に居住する震災時都路町住民 (1565人) のうち、 転出者 (54人) の割合	3.5%
田村市外の福島県内に居住する震災時都路町住民 (452人) のうち、 転出者 (87人) の割合	19%
福島県外に居住する震災時都路町住民 (163人) のうち、 転出者 (64人) の割合	39%

図 2-7 行政区ごとの住民の転出率と、転出先別の分析

『都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計』、「平成 22 年度受託研究 田村市都路地域まちづくり基本方針 検討報告書」(2011年3月、東京大学

大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻空間計画研究室 田村地域デザインセンター) をもとに、筆者作成

2.3 住居の変化と行政の対応

2.3.1 行政の対応が住居の変化に与える影響

2.1 では都路町の震災以降の区域指定の動向、行政機関や産業の復旧、空間線量などの変遷を時系列的に整理した。2.2 では住民の住居形態に着目し、帰還住民数や仮設住宅居住者数、転出者数の変遷と地域性の有無について検証を行った結果、以下の2点が得られた。

(1) 住民帰還率の地域特性

住民の帰還率を行政区別に比較した結果、高線量地域である葛尾村、浪江町に近い都路町北東部の行政区ほど帰還率が低い傾向にあり、これは都路町内の線量の分布と一致しているわけではない。

(2) 住民の帰還を促す都路町の政策、生活産業面の変化について

2012年2月末～3月末という年度の変わり目に、住民の転出数が増加した一方、同期間の都路町への帰還者数はその半分程度であり、その増加幅は前後の期間中の帰還者数増加幅とほぼ同じであった。新年度にあたり、生活・産業面での変化が都路町内で乏しかったことがわかる。

仮設住宅の整備が完了した2011年8月以降に実施された特定の政策や出来事が住民の帰還に大きく影響を及ぼしたと結論付けるのは難しいといえる。しかし、仮設住宅へ入居している住民数は漸減傾向に、帰還する住民数は漸増傾向にあるため、行政機関の震災からの復旧活動や農畜産業・建設業などの事業再開、空間線量の継続的な低下などが住民の帰還に作用していることが考えられる。

2.3.2 今後の都路町内で予定される出来事と住民帰還へ向けた課題

2014年度より、田村市船引町で仮運営がなされている町内の小中学校（古道小学校、岩井沢小学校、都路中学校）が都路町内の元の校舎に戻り運営再開が予定されている。また、2014年4月からは、原発から20km圏内の避難指示解除準備区域の区域指定が解除されることとなり、第8・9行政区の住民の帰還が可能となる。

これらの動きによって、新たに都路町に帰還する見込みの住民として

- ① 仮運営されていた船引町の校舎が遠方に都路町の自宅にあるため、船引町などの仮設住宅で生活をしていた住民
- ② 第8・9行政区（避難指示解除準備区域）の住民

が挙げられるが、第8・9行政区を除いた行政区の2013年1月時点での帰還率は3割程度であり、小中学校の再開の影響を加味しても、今後は都路町全域の帰還率は5割に満たないと考えられる。

都路町に帰還できない住民が抱える課題を明らかにし、都路町へより多くの住民が納得して帰還できるような施策の把握を行うべきである。

- ① 子育て世代が帰還するためには、学校再開のほかどのような課題があるか
- ② 避難指示解除準備区域の住民が帰還するためには、どのような課題があるのか
- ③ ①、②以外の、仮設住宅生活を続けている都路町住民が帰還するための課題、もしくは今後の生活の展望はどのようなものか

以上の課題について、第3章で明らかにしたい。

2.4 小結

2.1 では、震災以降の都路町の変遷について整理を行った。2014年4月には仮移転していた小中学校が都路町内で運営を再開することが決定しており、同じく2014年春を目標に原発から20km圏内の避難指示解除に向けて話し合いが行われているなど、行政単位としての都路町の復旧は着実に進んでいることが明らかとなった。

しかし一方で、現在も実施されている除染作業の効果や今後放射線量が安定して減少傾向にあるかどうかについては不確実であり、そのことが農林畜産業や商店の再開、住民の帰還など、都路町内の活動に広く影響を与えていることが考えられる。

2.2 では、震災発生当時の都路町の住民の居住地の動向を整理し、帰還行動と都路町の行政機能の復旧の経緯の関連性の有無や住民の帰還率と地理的特性の関連性の有無について調査を行った。

行政機能の復旧の段階的進行と極めて緩やかに進行する住民の帰還行動には大きな相関は見られなかった。住民の帰還行動は行政機能の復旧に対してきわめて緩やかに相関しているか、単に行政機関が「震災前の状態への復旧」しただけでは住民の帰還行動に影響を与えないということが考えられる。

地理的特性と住民の帰還率については、原発事故の被災の度合いを表す指標として最も代表されると考えられる空間線量と住民の帰還率についての相関は見られなかった。しかし、要因は不明だが放射線量とは異なった傾向の地理的特性が明らかとなり、放射線量とは異なる要素が住民の帰還に影響を与えていることが考えられる。

脚注

1. 経済産業省ホームページ「避難指示解除準備区域等における特例宿泊（第4回）について」http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20131129_01.html 2013年11月29日
2. 福島民報「避難指示解除4月軸 都路、旧警戒区域で初」2014年1月13日 <http://www.minpo.jp/news/detail/2014011313244>
3. 都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計
4. 経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図」<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>
5. 福島県土木部ホームページ「応急仮設住宅の進捗状況」<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/kasetujuutakukosuu.pdf>
6. 気象庁「平成24年4月3日から5日にかけての暴風と高波」http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/bosai/report/new/jyun_sokuji20120403-0405.pdf 2012年4月5日

図・表の出典

・表 2-1

経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図」<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>、
経済産業省ホームページ「避難指示解除準備区域等における特例宿泊（第4回）について」http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20131129_01.html 2013年11月29日、
福島県土木部ホームページ「応急仮設住宅の進捗状況」<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/kasetujuutakukosuu.pdf>、
都路行政局ヒアリング記録（2013年9月19日ほか）をもとに、筆者作成

・図 2-1

都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計、
「平成22年度受託研究 田村市都路地域まちづくり基本方針 検討報告書」2011年3月、東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻空間計画研究室 田村地域デザインセンター
をもとに、筆者作成

・図 2-2

経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図」<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>

・表 2-2、2-3

都路行政局提供 統計データを引用

・図 2-3

原子力規制委員会ホームページ「東京電力福島第一原子力発電所事故から30か月後の航空機モニタリングによる空間線量率について（第37回 原子力規制委員会 資料5）」平成25年12月25日 から引用

第2章 震災以降の住居の変化

・図 2-4

環境放射線モニタリング測定値 - 福島県田村市ホームページ <http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/59/seikatu-saigai-monitaringu.html>

・表 2-4、図 2-5

都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計をもとに筆者作成

・図 2-6、2-7

都路行政局提供 震災発生時住民居住地の追跡集計

「平成 22 年度受託研究 田村市都路地域まちづくり基本方針 検討報告書」2011 年 3 月、東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻空間計画研究室 田村地域デザインセンター をもとに、筆者作成

第3章 都路町の住民の意向について

3.1 田村市住民意向調査について

3.1.1 調査の概要

3.1.2 調査結果

3.1.3 追加調査の必要性

3.2 ヒアリング調査

3.2.1 都路行政局へのヒアリング

3.2.2 避難生活を送る住民へのヒアリング

3.2.3 都路町で活動している NPO 法人へのヒアリング

3.3 小結

第3章 都路町の住民の意向について

3.1 田村市住民意向調査について

3.1.1 調査の概要

「平成24年度 原子力被災自治体における住民意向調査」とは、復興庁・福島県・市町村が主体となり行われた、原子力災害により避難している住民の生活環境の改善や帰還に向けた諸施策の適切な実施及び長期避難者に対する支援策等の具体化等を進めるための基礎情報を収集するための調査である。

田村市では2012年11月から12月にかけて、避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域の全世帯主に対して調査が行われた。

質問内容は、回答者（世帯主）の属性、震災前の状況、現在の避難状況、避難解除までの生活意向、帰還意向である（表3-1）。

表3-1 田村市住民意向調査の質問項目（一部省略）

回答者の属性	性別
	年齢
震災前の状況	震災発生当時の職業
	公務員以外の有職者の業種
	震災発生時の居住地区
	震災発生当時まで通勤・通学していた地域
現在の避難状況	震災発生当時まで最もよく買い物に行っていた地域
	現在の避難状況(全体/年代別)
	現在の避難先
	現在の住居種別
	現在の職業と震災発生までの勤め先の相違
	現在の求職状況
	同居の小中高生が現在通学している学校
現在の避難生活で困っていること、改善を求める分野	
避難解除までの生活意向	今後の避難解除までの生活をどこで過ごしたいか
帰還意向	除染完了後の帰還意向
	震災発生当時居住地区内に必要なもの
	震災発生当時居住地区で求める行政支援の内容
	震災発生当時居住地区に残る条件
	震災発生当時居住地区に戻りたいと考える希望時期
震災発生当時居住地区に戻らない理由	

復興庁「平成24年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013年6月 を参考に、筆者作成

3.1.2 調査結果

住民意向調査の調査結果（復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月）の中から、住民の「意向」についての部分を紹介する。

(1) 避難生活で困っていること

最も回答が多いのは「コミュニティ形成」で、次点で「就労・労働」分野であった。「借上」居住者ほど、コミュニティ形成に課題を感じており、「持ち家（都路町の自宅が大部分であるとえられる）」居住者は「医療」分野の回答が多かった。

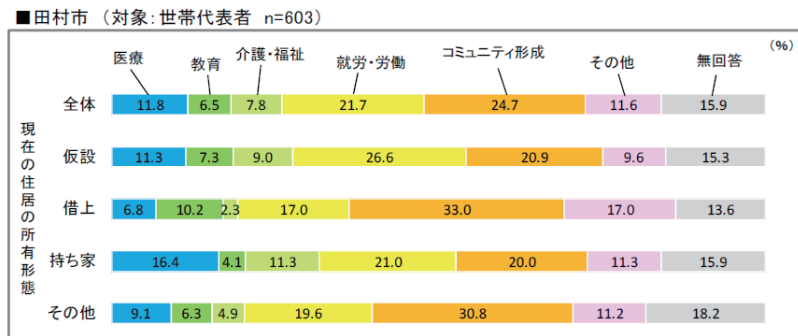


図 3-2 避難生活で困っていること（復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 から引用）

(2) 帰還意向

震災発生時居住地区以外で生活している世帯代表者の帰還意向である。若年者ほど帰還意向が低い傾向がみられる。しかし、若年者の回答数が少なく、正確な帰還意向が得られているとは考えづらい。また、50 代の回答者が最も帰還意向を強く持っており、60、70 代と高齢になるにしたがって帰還意向は低下していくことが見て取れる。

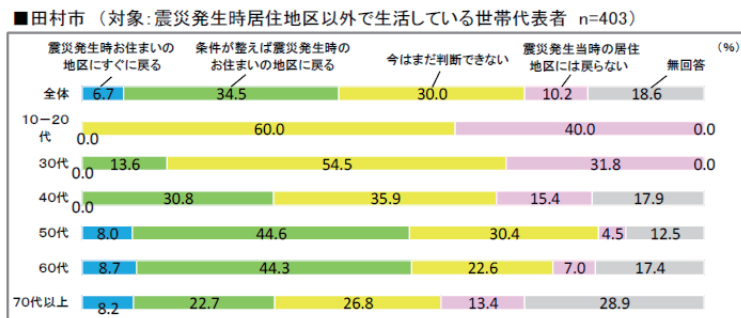


図 3-3 帰還意向（復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 から引用）

(3) 子どものいる世帯の帰還意向

他の市町村では子どものいる世帯のほうが帰還意向が低い傾向が見られたが、田村市ではそのような傾向はみられなかった。

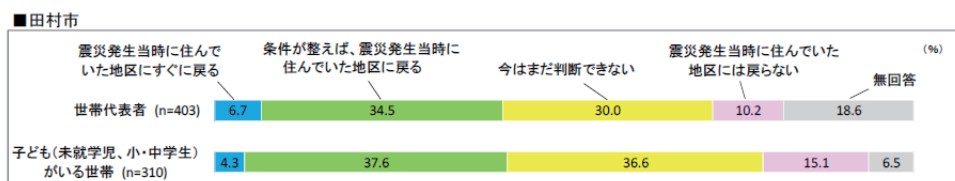


図 3-4 子どものいる世帯の帰還意向（復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 から引用）

第3章 都路町の住民の意向について

(4) 条件が整えば帰還を希望する方の必要条件（表 3-2）

条件付きで帰還を希望している住民が回答した、「放射線量の低下」が最も多く挙げられている。

表 3-2 帰還の必要条件

1	放射線量が避難指示解除後の時のレベルよりもさらに低下すること
2	原子力発電所の安全性の確保に向けた取り組みが継続されること
3	水道水などの生活用水が安全であることが常に確認されること
4	震災発生当時居住地区の学校が再開されること
5	震災発生当時居住地区内に生活商業施設が再開されること

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 を参考に、筆者作成

(5) 帰還の際に行政に求める支援（表 3-3）

帰還を希望している方が回答を行った。自営業再開の支援と、「市町村からの継続的な情報提供」「継続的な健康管理の支援」が上位で回答された。

表 3-3 帰還の際に行政に求める支援

1	商店の再開支援
2	農林畜産業の支援・指導
3	田村市からの継続的な情報提供
4	継続的な健康管理の支援
5	生活用水の安全性の確保

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 を参考に、筆者作成

(6) 帰還後に事業を再開する際の課題（表 3-4）

帰還を希望し、かつ震災前に自営業をしていた方が回答した。

表 3-4 事業を再開する際の課題

1	事業に必要な土地や建屋などの除染
2	設備や機材等への新たな投資
3	顧客・販売先の確保
4	風評被害の払拭
5	農畜産物や製品の放射能の安全性確保

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 を参考に、筆者作成

(7) 帰還を判断するために必要な情報・条件（表 3-5）

帰還をまだ判断できないとする回答者が帰還を判断するために必要な情報・条件として原子力災害に関わる条件と、生活するために必要なハード・ソフト整備に関わる情報・条件が上位に挙げられている。

表 3-5 帰還を判断するために必要な情報・条件

1	放射線量の低下の目途
2	どの程度の住民が戻るかの情報
3	受領する賠償金の確定
4	地区内の商業施設の再開
5	地区内の学校の再開

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 を参考に、筆者作成

(8) 帰還を希望しない理由 (表 3-6)

帰還意向の無い方が回答した。放射線量への不安が最も多く、また医療環境・交通の便など生活への不安が上位に挙げられた。

表 3-6 帰還を希望しない理由

1	放射線量に対する不安があるから
2	原子力発電所の安全性に不安があるから
3	医療環境に不安があるから
4	家が汚損・劣化し、住める状況ではないから
5	町外への移動交通が不便だから

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 を参考に、筆者作成

(9) 帰還を希望しない方が行政に求める支援 (表 3-7)

「田村市からの継続的な情報提供」「継続的な健康管理の支援」「住居確保の支援」等が挙げられた。

表 3-7 帰還しない方が行政に求める支援

1	田村市からの継続的な情報提供
2	継続的な健康管理の支援
3	住居の確保の支援
4	仮設住宅、借上げ住宅利用期間の確保
5	仕事のあっせん

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 を参考に、筆者作成

3.1.3 追加調査の必要性

田村市住民意向調査では、住民の帰還意向ごとに、帰還条件、行政による支援の希望、生活上の課題について整理されていた。

一人でも多くの住民が満足して帰還をするためには、全体の傾向に基づいた一元的な施策実施ではなく、住民の属性に応じた、きめ細かい施策の実行が必要であると考え。家族構成、震災時居住地区、現在の居住形態ごとに、都路町で生活をするための条件として考えられていることや、求められるより詳細な施策などを調査する必要があると考える。

2014 年 4 月より、原発から 20 km 圏内の避難指示解除準備区域区域指定が解除され、加えて小中学校の再開が決定されている。新たに住民が帰還するきっかけとなる都路町の動向の変化を受けて、より多くの住民が帰還するためにはどのような施策を打ち出せばよいかについて調査を行う必要がある。

(復興庁ホームページ「早期帰還・定住プラン」http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_168.html)

第3章 都路町の住民の意向について

3.2 ヒアリング調査

都路町の住民の現在の生活の現況や、都路町で生活をするための条件として考えられていることや、求められる施策などについて、アンケートの形式で調査を行いたい。

アンケート項目を設定するに当たり、都路行政局、仮設（借り上げ住宅含む）住宅にて避難生活を送っている住民の方、住民の生活を震災発生時から支えているボランティアの方、今年度より都路町で活動を行っている NPO 法人の皆様にお話を伺い、現在の都路町や住民を取り巻く課題について確認を行った。

3.2.1 都路行政局へのヒアリング

(1) 概要

実施日：2013年9月19日

場所：都路行政局

市民課の村越浩一課長、鈴木将太主事から、今年度から始まった避難指示解除準備区域の特例宿泊の実施についてのほか、都路町内の震災発生時から現在までの概況を伺いながら、都路町の住民の生活の現況について伺った。

このヒアリングではメールでのやり取りも含めて別途数値資料の提供も受け、その内容は1章、2章に反映されている。

(2) 避難指示解除準備区域、特例宿泊の手続きについて

2012年の年末年始に実施されたのをはじめに、2013年GW、2013年8～10月に避難指示解除準備区域の特例宿泊が認められている。20km圏内の住民の親族と友人が対象で、宿泊希望者は宿泊日を前もって申告することが必要である。

避難指示解除準備区域内住民380人120世帯のうち、2013年8月から9月にかけての登録状況は、各日住民のうち約3分の1が宿泊登録を行っている。

宿泊希望日に必ずしも自宅に宿泊する必要はないため、ほとんどの登録者が1か月のう

ち全日程を宿泊希望日として提出している。自由に日を選んで宿泊しているため、何月何日に何人が区域内に宿泊したのか、については行政局では把握できていない。

(3) 都路町住民の居住地、帰還状況について

都路行政局では、届け出があつて仮設・借り上げ住宅など引き払っている人のみを自宅退避（帰還）した住民として集計を行っている。そのため、仮設住宅等に居住している住民一人一人がどの居住地を中心として生活しているのかを完全に把握するのは難しい。

(4) 仮設・借り上げ住宅について

借り上げ住宅は県が整備し、原発の補償金は現在 20km 圏内の人だけがもらえている。圏内の人でも圏外の人でも家賃は無料であり、住民は光熱費のみを負担することになっている。

(5) 除染、線量について

国の直轄事業として除染が行われた 20 km圏内の除染は、2013 年 6 月末までに完了している。また、田村市が実施する 20-30 km圏内（都路エリアのみ）の除染進捗率は、2013 年 8 月 26 日現在、54%となっている。

除染対象地域は「生活圏域」と呼ばれる、宅地・農地・宅地の林縁部 20m である。除染実施により空間線量は 50-70% 減少し、0.23 μ Sv/h 以下という基準を、除染実施地点のうち約 7 割の地点で満たしている。都路町内主要地点の放射線のモニタリング結果は、月 1 回公開されている。住宅等の詳細な数値は、住民自身が全戸に配布されている線量計をつかってモニタリングを行える。

第3章 都路町の住民の意向について

(6) 小中学校の都路町内での運営再開について

現在都路に在住している若干名の児童生徒のために、船引までのスクールバスが運行されている。市の方針は来春までに学校を再開させることだが、2013年9月上旬にPTAがアンケートをとった結果、「都路に通わせる」という回答が7割で、3割は「転校させる」か「決めかねる」という回答であった。親子で話し合った結果の回答であると受け止めている。

子供や家族全員の利便性を考え、生計を都路方面で立てられないという家族であれば、都路に戻ってこないということがあり得るのだろう。震災前に浜通り方面、原発関係の仕事をしていた人も多く、船引や郡山に震災後の職を求めた人にとっては都路に戻る理由は薄いのかもしれない。

(7) 農業について

2012年度は試験的に線量をはかりながら作付を行い、2013年度現在作付をしている水田は自家用・市場出荷用含めて3割の面積で行っている。

今年まで、水田面積に対して補償がされている。来年以降は営農再開のための事前準備に対して補助金が支払われる。

農家の後継者がいないなどでまだ作付が出来ていない水田もある。水田は作付をしないと荒れてしまうため、作付を再開するのであればなるべく早いほうが良い。

(8) 産業について

従前よりあった部品組み立て・縫製工場事業所など小さい事業所は、ほとんど事業再開できていないが、土木建築事務所は除染関係でおよそ4～5社が稼働している。

畜産業については、養鶏（卵）、養牛（牛乳・肉両方）は震災前の半分の規模で生産が再開されている。

(9) 医療・福祉関係について

診療所は2011年中に、老人ホームは2012年夏から再開しており、診療所バスも変わらず運行している。

(10) 買い物環境について

商店の再開状況は、町のなかの数軒のみが再開している状況。市が建物を作って、町内で営業している店舗の集合体をその中に入れ込むという事業の予算が通った。古道と岩井沢の2か所で実現する予定。

これから、コンビニエンスストアが開業し、移動販売も始まる。移動販売は従来からの競合事業者が存在するが、お年寄りだけが戻ってきている状況があるし、住民サービスの向上という点でも後押ししたい。

(11) コミュニティ活動について

一部の大きなイベントの、灯祭りは会場が変わったが従来通り行われている。今年(2013年)11月ごろに帰還に向けたイベントを行政主体で行う予定。地域のお祭りや神社の祭礼は再開できていない。2011、2012年には仮設住宅で行っていた盆踊りを、2013年には3地区合同で都路で行うことができた。

(12) まとめ・考察

都路町をめぐる2013年時点での動向を把握することができた。

避難指示解除準備区域の指定解除、除染の進行、農業の再開、買い物環境の整備など、都路町に住民が戻ってこられるようにするための準備は着実に進んでおり、それらに関わる都路町住民の数は増加していることが考えられる。

同時に、転居をした住民や帰還を決めかねている住民に対しても、雇用、農林畜産業の再開、教育、生活の利便性など様々な方面の課題が存在することもわかった。住民へ個別ヒアリングを行い、それらの課題を洗い出し、整理する必要がある。

3.2.2 避難生活を送る住民へのヒアリング

(1) 概要

実施日：2013年11月15日～21日

場所：船引第一運動場仮設住宅、田村地域デザインセンター、都路「結」、
福祉の森仮設住宅、第二運動場仮設住宅にて

都路町を離れて避難生活を送る住民の皆様から、家族構成・家族それぞれの震災前と現在の居住地・職業等の基本事項と、現在の避難生活の様子、帰還の意向や帰還の時期の考え、都路町の課題など、身の回りのことに関するあらゆるお話を伺い、住民や都路町が抱える課題についてお話を伺った。

ヒアリング対象者は、未就職の子供がいる「子育て世代」（4世帯）、避難指示解除準備区域（20km圏内）に在住していた世帯（1世帯）、旧緊急時避難準備区域に在住していた世帯（3世帯）である。それぞれのグループに特徴づけられる都路町の課題や考え方を考察する。

(2) 子育て世代へのヒアリング

i. 高齢の家族は既に自宅へ帰還

全ての世帯が借り上げ住宅に在住している。そのうち3世帯には子供たちの祖父母がおり、いずれも都路町（旧緊急時避難準備区域）の自宅に戻っている。借り上げ住宅が狭く気苦労がある、自営業、畑仕事など自宅でやることがあるなどの理由で、自動車の免許を持っていたり、近所の親戚を頼れる状況にあり、自力で生活を送れている。

そのような高齢者が多く都路町には戻っており、現在都路町に戻っている高齢者だけではコミュニティの高齢化で自治会等の活動を円滑に行うのは難しい状況となっているようだ。また、町に見知っている人が少なくなったことで、知らない人や新しい住民（除染関係など）が入ってくることに對して不安であるという声もあるようだが、高齢者中心のコミュニティが形成されているため、交流の機会も作ることができない。

ii. 2014年4月以降は、避難生活を送る4世帯中3世帯が都路町へ帰還

子供を含む親子世代の帰還意向は、今回伺った4世帯のうち3世帯が都路町に戻るとの

回答であった。都路町に戻らない世帯の意思決定要因は、都路町での雇用の問題や医療体制に対する不安である。長距離のスクールバス通学は不安だが、借り上げ住宅に住み続けることを選択したようだ。借り上げ住宅の制度の終了と小中学校を都路町へ戻すタイミングが異なることに疑問を呈していた。

都路町に戻る世帯の帰還理由としては、児童館（学童保育）が都路町に移るため、除染が終わった（終わっている）、家のローンが残っている等が挙げられた。

自宅の線量についてはどの世帯についても詳細に把握しており、関心が高いことがうかがえる。

iii. 子どもたちの生活、子育てについて

借り上げ住宅居住では、外遊びの機会が減ってしまったためストレスがたまっているという現状があり、都路町では子供たちが安全に外遊びができる環境や、放課後に時間をつぶせる託児施設等を望む声があった。

iv. 除染に伴う活動による子どもたちへの影響

除染作業の活発化により、通勤・通学時間帯に町内の交通量が多くなり、交通安全が不安視されるため、原則すべての生徒児童がスクールバスで送迎されるようになる。

v. 高校生の通学事情について

2014年4月から都路町に戻る世帯に、来年度から高校生になる子どもがいるが、その子供の来年の居住地は「わからない」状況。「高校生がいる世帯は非常に暮らしにくい状況」で、通学手段の利便性向上や交通費の補助等が望まれる。

vi. 都路町の自宅での農業の実施

3世帯が水田もしくは畑を所有しており、そのうち2世帯が来年度以降も作付を行う。

vii. 震災による若い世代の雇用状況の変化

震災後、2つの家族で1人ずつ、震災後に失職している（そのうち1人は次の職に就いている）。この2人は30～40代で、震災を機に若い世代の雇用に影響を与えたことが分かった。

(3) 震災時、避難指示解除準備区域に住んでいた世帯へのヒアリング

i. 帰還の意向について

とにかく元の家で生活を始めることが望み。近所の住民と一緒に戻りたいが、その人たちはそう思っていないかもしれないので、皆で集まった時も帰還に関する話をするのは避けている。家を取り壊した人もいる。

ii. 長期宿泊について

1か月のうち2週間ほどずつ宿泊している。お盆の時期にはどの家も掃除をしていた。

iii. 20 km圏内と圏外の溝

賠償金にも差がつけられているため、30 km圏内の人から良く思われていない節がある。そのため、帰還の意向などの話題も含めて、インタビューに対しても正直に思ったことを話すことが難しい状況にある。

iv. 生活利便施設は最低限必要

都路町内に大きくなくていいので食料品店があるといい。

v. 交通の問題について

20 km圏内の地域は288号線の行き止まりに当たるので、バス路線は期待できない。自動車運転できない人は古道の市営住宅に住めればいいのだが、その話もなかなか進まない。今は自動車を運転できる自分が近所の人タクシードライバーになっている。

(4) 旧緊急時避難準備区域に在住していた世帯へのヒアリング

i. 自宅に帰還できない理由

ヒアリングを行った3世帯の意見は以下の通りである。

自宅は住むことができるし、自動車も運転できるので生活には不便していないが、線量が下がらないために帰還できない。放射線量の安全基準に対し不信感を抱いている。

家が壊れており、修繕費用がない。これから先の居住地は、仕事がある場所ということ優先させるつもりだ。

自宅が地震で壊れ、住める状況にない。修繕費用も全く足りず、自費で自宅を再建するのは不可能である。

ii. 経験豊富な高齢者の雇用状況について

今回ヒアリングを行った3世帯のうち2世帯が仕事をしていた。いったん退職した元職場関連の仕事を不定期に行っている、調理関係の仕事をしている、また子育て世帯の高齢者が震災後に建設業に従事していた経験を活かして除染関係の仕事を行っているなど、経験を持っていて元気な高齢者に対する仕事はあることがわかる。

iii. 集落の他の世帯の帰還状況

集落のうち、およそ4軒に1軒の世帯が都路の自宅に戻っているが、仮設住宅と行ったり来たりの生活をしている人も多い。都路で仕事や農業をしていたり、自家用車を持っている人が多い。しかし、冬になると何人かの人は仮設住宅に戻ってくる。

(5) 住民ヒアリングのまとめ

住民ヒアリングを行った結果、「子育て世代」（4世帯）、避難指示解除準備区域（20 km圏内）に在住していた世帯（1世帯）、旧緊急時避難準備区域に在住していた世帯（3世帯）それぞれに特徴づけられる問題だけでなく、都路町で現在暮らすうえでの課題についても今回多く聞くことができた。

i. 回答者全員に関すること

- 線量がなかなか下がらない。田村市の公表データに現れない高線量地域が多くある。
- 線量の基準に対する不信感。
- 原発事故処理の過程で何があるかわからないので、そのための備えも町として実施すべきである。

ii. 子育て世代世帯の課題

- 長距離をスクールバスで通学することに対する不安
- 若い世代（こどもの親世代）の雇用の問題
- 子ども達がのびのび遊べる環境づくり
- 小学生を放課後に預かる児童館機能（両親が共働き、船引など遠方で働く場合必要）
- 高校生の通学事情の改善
- 除染活動が活発化することで、通学中の児童生徒の交通安全が脅かされる

iii. 20 km圏内の住民に関する課題

- 20km圏と20-30km圏の住民の間の心理的な溝（帰還ができるできない、賠償金の多寡）
- 20km圏内の住民間でも、帰還に対する意向は様々であり、住民同士でその話題を話すのが憚られる状況にある。

iv. 現在も避難生活を続ける旧緊急時避難準備区域の住民に関する問題

- 自宅再建への金銭的な問題（解体、再建費用）

v. 都路町で現在暮らすうえでの課題

- 買い物の利便性に関しては、不便である等の意見は今回のヒアリングでは聞かれなかった。皆さん車をもっていたり、高齢者への若い家族のサポートがあるためか。
- 除染活動の活発化により地域の様子が変わっていつてしまうことに対する不安。
- 高齢化の進んだ地域の、自治活動の人手の不足
- 人口が減少した町の防犯

3.2.3 都路町で活動している NPO 法人へのヒアリング

(1) 概要

実施日：2013 年 11 月 20 日

場所：船引第一運動場仮設住宅集会所

住民へのヒアリング対象者は避難生活を送っている人のみであったため、都路町で生活している住民の声を知らすため、住民にヒアリング（全世帯訪問）を行っている、「田村市復興応援隊」を組織している NPO 法人「コースター」の代表者の方にお話を伺った。

(2) ヒアリング内容

○「復興応援隊」の活動内容について

復興応援隊は、まず都路町内の全戸訪問を行い、居住の確認と、四方山話をしながら住民の意見を聞き出す活動を行っている。そこから抽出された課題を住民自身で解決する手助けなども行い始めている。

また、複数の住民の支援者で、「支援者連携ミーティング」を行っている。メンバーは、コースターのほか、「きずなづくり支援員」、生活支援相談員、社会福祉協議会、社団法人 Fais（都路でツアーの企画をしている）、都市計画課の職員、保健師という構成になっていて、住民に近い立場で活動する立場同士で情報交換を行っている。

○避難区域について

20km 圏と 20-30km 圏の賠償金の差が、住民の間に亀裂を生んでいる可能性がある

○全世帯訪問時のヒアリング事項

全世帯訪問の目的は団体を知ってもらうことと、市からの依頼で、ホールボディの検査を受けたかどうかと帰還率の把握を行っている。

○都路に住んでいる住民の「不満」

獣害（器具を壊されたり畑を荒らされたりなど。人的被害はまだない）、放射線に対する全般的な不安、除染のやり方に対する不満（丁寧な家もあればぞんざいに行われた家があるように感じるなど）。などがある。

第3章 都路町の住民の意向について

○都路町への帰還率の実情

全戸訪問は（ヒアリング時点で）70%ほど終わっており、「帰還者」の数字は、700人という数字より実態はもっと多く見積もっている。帰還率は4分の3くらいではないだろうか。冬になると帰還率が低下してしまうことも特徴である。

○イベントの実施について

イベント等は住民・行政主体でやっているものをお手伝いしている。平日日中にいない方が、週末のイベントになると大勢集まる。現在での感触は、若い人は郡山や船引に住み、週末だけ都路に住む高齢の家族のもとに帰ってくるという形が多いようだ。

○住民間の連携について

「借り上げ」の住民組織がなく、保健士さんや社会福祉協議会の今泉さんが把握しているのではないかとと思われる。区長さんは数十世帯単位の集落の様子を良く知っているが、合併前に元々あった区長さん同士の連携が取れていない。

(3) NPO ヒアリングまとめ

都路町に在住する住民が抱える課題として「獣害」、「放射線に対する全般的な不安」、「除染のやり方に対する不満」等があり、これらは避難住民とのヒアリングからはあまり聞かれなかった。都路に住まなければ実態をつかむことができない課題もあることが分かった。

また、住民の実態を把握する住民組織が存在している・機能していることが判明したが、そのような住民の実態は行政側へは現在の体制では行き渡りづらいのではないかと考えた。

3.3 小結

3.1 では、一人でも多くの住民が満足して帰還をするためには、田村市住民意向調査のような全体の傾向に基づいた一元的な施策実施ではなく、住民の属性に応じた、きめ細かい調査と、ターゲットを絞った施策の実行が必要であると結論付けた。

3.2 では、行政局、避難生活を送る住民住民からお話を伺い、帰還や都路での生活における課題の多くには住民の家族や雇用などの個別の事情（属性）が以下（i～v）のように関連付けられることが分かった。

i. 回答者全員に関する課題

- 原発事故・空間線量に関する懸念

ii. 子育て世代世帯の課題

- 長距離通学に対する不安、高校生の通学事情
- 若い世代（こどもの親世代）の雇用の問題、託児機能
- 子ども達の生活環境づくり
- 除染活動が活発化することで、通学中の児童生徒の交通安全が脅かされる

iii. 20 km圏内の住民に関する課題

- 20km 圏と 20-30km 圏の住民の間の心理的な溝（帰還ができるできない、賠償金の多寡）
- 20km 圏内の住民間でも、帰還に対する意向は様々であり、住民同士でその話題を話すのが憚られる状況にある。

iv. 現在も避難生活を続ける旧緊急時避難準備区域の住民に関する問題

- 自宅再建への金銭的な問題（解体、再建費用）
- 水道等、都路の自宅のインフラに関わる問題
- 日常生活における利便性の問題

v. 都路町で現在暮らすうえでの課題

- 除染活動の活発化による地域の変化に対する不安。
- 高齢化と人口減少の進んだ地域の、自治活動の人手の不足、防犯対策

図・表の出典

・表 3-1 ～ 3-7

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 を参考に、筆者作成

・図 3-2 ～ 3-4

復興庁「平成 24 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果 報告書」2013 年 6 月 から引用

第4章 都路町住民アンケートの実施

- 4.1 住民アンケートの概要
- 4.2 生活の現況
- 4.3 住民から見た都路町の課題
- 4.4 住民属性から見た都路町の課題

第4章 都路町住民アンケートの実施

4.1 住民アンケートの概要

本研究の住民アンケート「都路町住民の現在の生活と都路町の住環境に関するアンケート」を、都路町住生活基本構想協議会と合同で作成した。

都路町住生活基本構想協議会は、都路町住民を中心に学識者や行政局職員等の委員で構成され、平成25年10月から協議が始められた。田村市震災等復興ビジョンに基づき、都路町住民の意見を基本にして、これからの都路町での住生活の将来像を「都路町住生活基本構想」としてとりまとめ、提言を行っていく予定である。

[質問1]～[質問12]で、回答者と家族の属性について、
[質問13]～[質問17]で、回答者世帯の現在の生活と今後の予定について、
[質問18]～[質問28]で、都路町における課題について、
それぞれ選択形式で質問に回答する。

2013年12月に、震災発生時に都路町に居住していた全世帯主(949世帯)に対して調査票(別紙p.76)が送付され、返送された187世帯分について、集計を行った。

表4-1 住民アンケートの質問項目

質問項目(一部改変)

1	世帯主の性別を教えてください。
2	世帯主の年齢を教えてください。
3	震災発生時のお住まいの行政区はどこですか
4	現在のお住まいはどこですか。
5	現在のお住まいの種別を教えてください。
6	世帯主の現在の主たる職業を教えてください。
7	職に就かれている世帯主の方に伺います。主な勤務先はどこですか。
8	ご家族のうち未就職の子どもの人数を教えてください。
9	子どもがいる方は、その就学先等の内訳を教えてください。
10	ご家族のうち65歳以上の高齢者の数を教えてください。
11	家族のうち世帯主と離れて住んでいる方の数を教えてください。
12	離れて住んでいるご家族がいる方に伺います。離れて住んでいるご家族の居住地はどこですか。
13	震災発生時にお住まいだったご自宅の今の状況を教えてください。
14	現在お住まいのところで日常必要になる食品や日用品等の買い物に行く場合、主にどのような交通手段で行くことが多いですか。
15	今後、都路でご家族のどなたかが農業を行う予定はありますか。現在農業をされている方も今後の予定をお聞かせください。
16	現在、都路のご自宅に住んでいますか。
17-1	今後の居住地について予定を教えてください。(あてはまるもの1つのみ)
17-2	都路町で再び生活を始めるために最も優先するものは何ですか。(最も優先するもの1つ◎、優先するもの最大2つまで○)
18	医療・福祉について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
19	子育て・教育について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
20	交通について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
21	買い物・生活商業施設について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
22	地域雇用について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
23	産業について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
24	住まいについて重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
25	放射能対策について重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
26	防災・防犯対策について重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
27	コミュニティ活動の支援や活性化について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)
28	住民・行政・ボランティア等に取り組んでほしいこと等があればご記入ください。

第4章 都路町住民アンケートの実施

4.2 生活の現況

アンケート前半部（質問1～17）の結果を集計し、都路町住民の居住地、住居形態、家族構成、自宅の状況、帰還意向などの属性の傾向を調査した。

(1) 回答者の構成

[質問1][質問2]から、回答者である世帯主の年代・性別を集計した（図4-1）。男性が多く、60代以上の高齢の世帯主が多い。40代以下の世帯主はごく少数である。

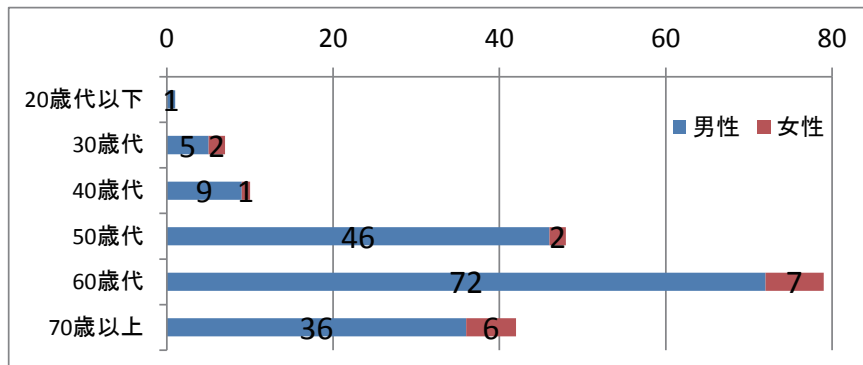


図4-1 回答者（世帯主）の構成

(2) 回答者の震災時居住地域

[質問3]から、回答者世帯の震災時居住地域（行政区）を集計した（図4-2、図4-3）。震災前の人口（p12, 図2-1）と比較すると、20km圏内の人口比率は14.9%と、震災前の人口比率（12.7%）より高くなっている。

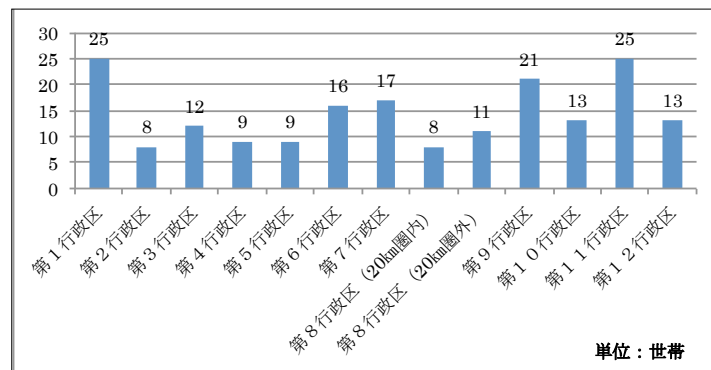


図4-2 震災発生時に居住していた地域①

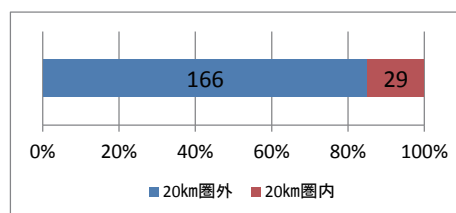


図4-3 震災発生時に居住していた地域②

(3) 世帯主の職業と勤務先について

[質問6][質問7]より、世帯主の現在の職業、勤務先について集計した(図4-4、図4-5)。職業は、無職を除くと自営業が最も多く、全体の35%であった。この割合は、田村市住民意向調査の際の無職者の割合(35.5%)とほぼ変化はない。

勤務地は、自営業者の割合が高いため、都路町内を勤務地とする回答者の割合が高かった。

職業「その他」の内訳は、除染作業員(3人)、団体職員(2人)などである。

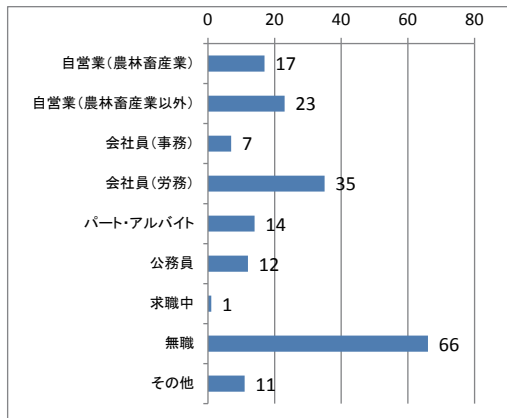


図4-4 世帯主の、現在の職業

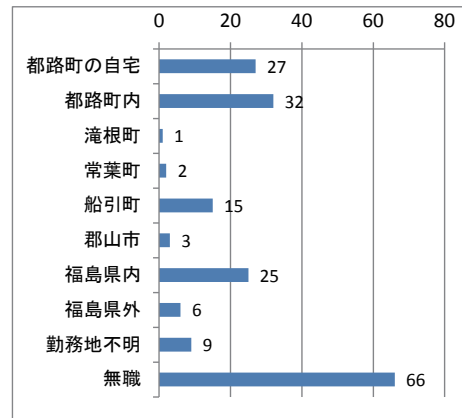


図4-5 主な勤務先

(4) 世帯の家族構成について(高齢者)

[質問10]より、高齢者のいる世帯について集計を行った(図4-6~7)。

全世帯のうち7割に高齢者の家族がいることが分かった。家族が高齢の家族を支えられるような施策も必要である。

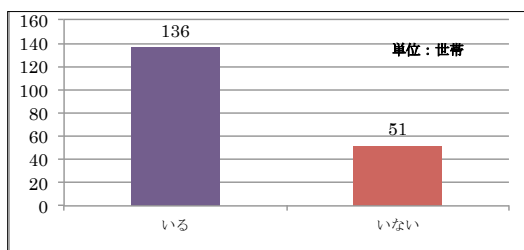


図4-6 高齢者のいる世帯といない世帯の比率

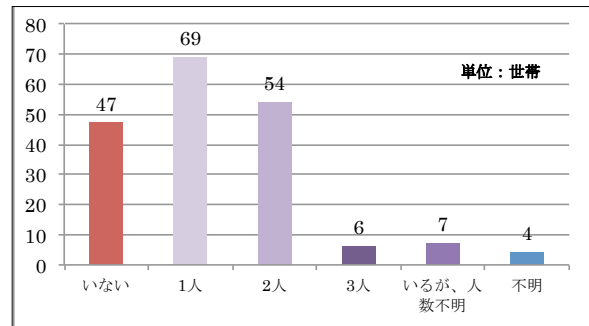


図4-7 世帯の中の高齢者の数

(5) 世帯の家族構成について (子ども)

[質問8][質問9]より、子どものいる世帯について有無を集計した(図4-8～10)。

子供がいる世帯は、全体の35%であった。

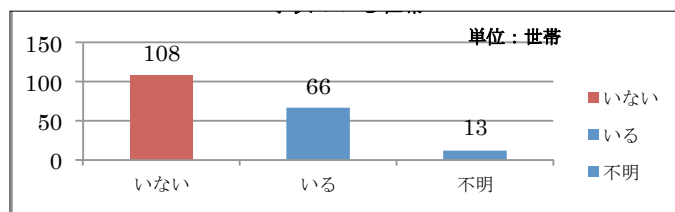


図4-8 子どものいる世帯数

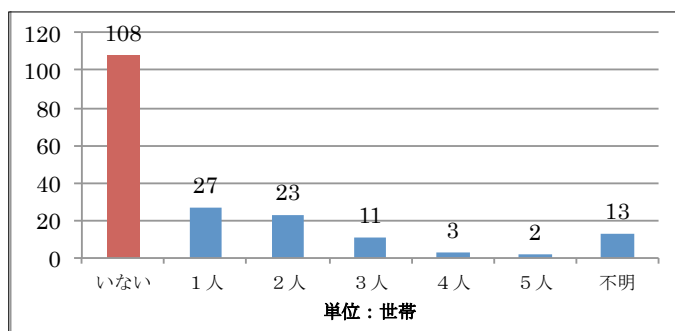


図4-9 世帯の中の子供の数

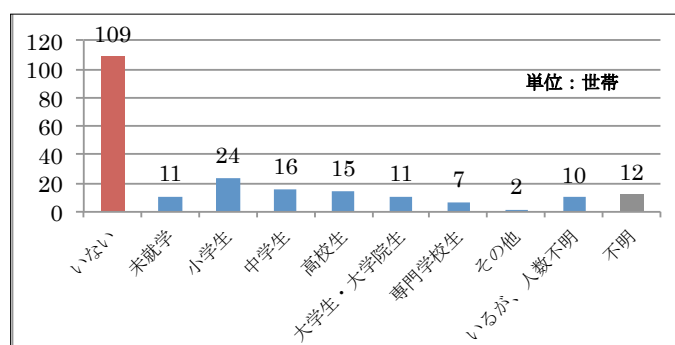


図4-10 子どもの就学先別世帯構成

(6) 世帯主の住居形態と、世帯の分離の実態

[質問5]から、回答者(世帯主)の、現在の住居形態を集計した(図4-11)。187名のうち持ち家に居住しているのは67人、仮設住宅など持ち家以外に居住しているのは合計105名であった。

これらの回答のほかに、複数項目に印をつける回答(「その他」として集計)が12通見られ、持家+仮設住宅:3件、持家+借り上げ住宅:2件、借り上げ住宅+仮設住宅:1件、借り上げ+親戚知人宅:1件、民間賃貸+親戚知人宅:1件と、2か所以上の居住地を拠点として生活している住民もいることがわかる。

また、[質問12]から、世帯主と離れて住んでいる家族がいる世帯数を集計した(図4-12)。その結果、約半数の世帯が、2箇所以上の居住地にわかれて生活していることが分かった。

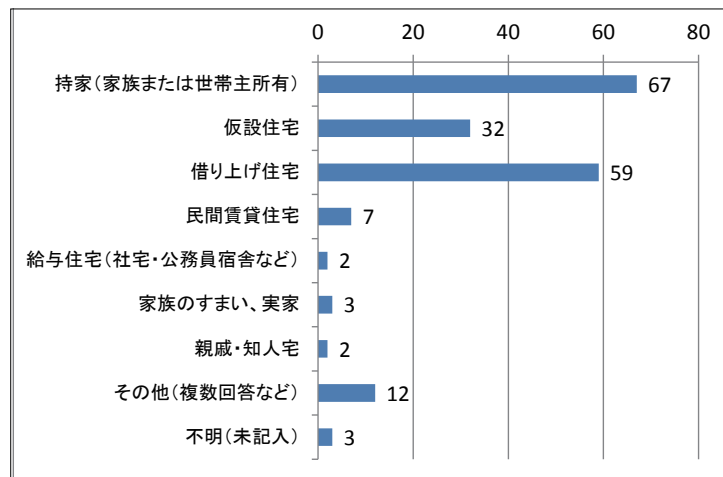


図4-11 世帯主が現在生活している居住形態

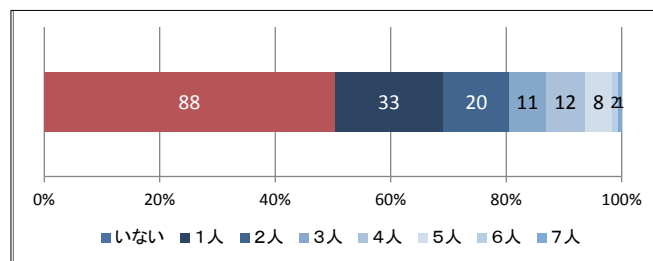


図4-12 世帯主と離れて暮らす家族がいる世帯数と、離れて暮らす家族の人数

(7) 震災発生時居住地別の、現在の居住地の集計

[質問3][質問4][質問12]より、離れて生活している家族は居住地ごとに1世帯として数えて、都路町住民世帯の現在の居住地を集計した(図4-13)。

全体的な傾向として、都路町住民が多く住んでいるのが船引町(91世帯)、都路町内(83世帯)、郡山市内(35世帯)、福島県外(26世帯)であった。

また、原発から20km圏内と20km圏外の住民の現在の居住地を比較すると、避難生活をしている(都路町に住んでいない)世帯では、震災発生時に20km圏内に住んでいた住民のほうが、船引町住民の割合が高いことが分かった。この中には20km圏内出身で、現在避難している住民のなかには2014年の避難指示解除後すぐに自宅に戻るという世帯が含まれており、そのような意向を持った住民のうちの多くが船引町に居住しているためであることが推測できる。見方を変えると、震災発生時に20km圏外に居住していて、避難指示が解除されてから2年以上経た現在も避難生活を送っている住民のうち、船引町に居住している住民は少ないといえる。

行政区別に住民の現在の居住地を比較すると、常葉町に居住している住民の割合が岩井沢地区内の行政区で高いことが分かった。都路町の住民全体の中でも常葉町に居住している住民の数は田村市の中では船引町の次に多く、岩井沢地区と常葉町のつながりが強いこと、岩井沢地区の住民は常葉町に居住すれば古道地区の住民よりも自宅を気軽に訪れられること等が考えられる。

都路町に住んでいる世帯数の割合については、都路町への帰還率(2.2.2、図2-6)と同様な(北東部において自宅に居住する住民の割合が低く、南西部において自宅に居住する住民の割合が高い)結果が見られることを予測していたが、そのような傾向はみられなかった。

そのかわり、行政区ごとの集計数の母集団が大きい行政区(4.2、図4-2参照)では都路町に居住する住民の割合が高い傾向がみられる(第1・6・7・11行政区)ことから、自治会長を通じて直接回収する場合の回収率が行政区ごとに差があったのではないかと考えられる。

都路町住民世帯の、震災時居住行政区ごとの現在の居住地
震災後に家族が離れて暮らしている場合、居住地ごとに1世帯とみなす

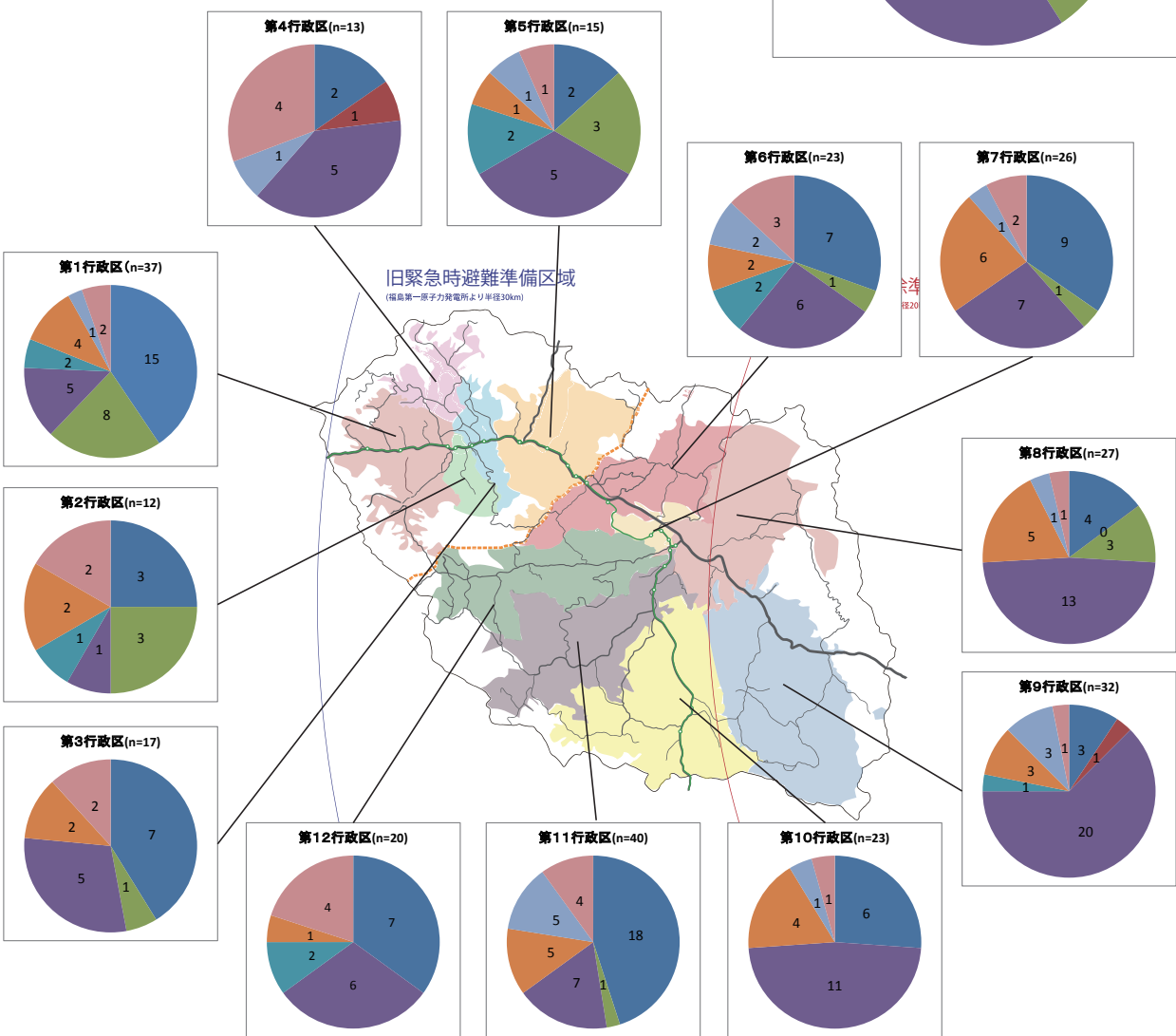
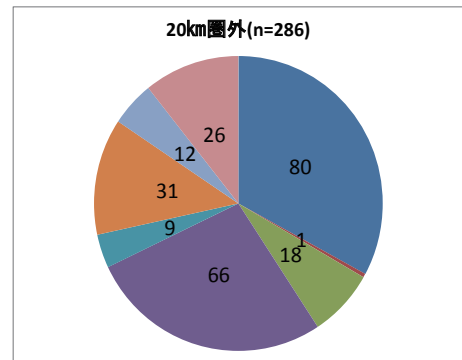
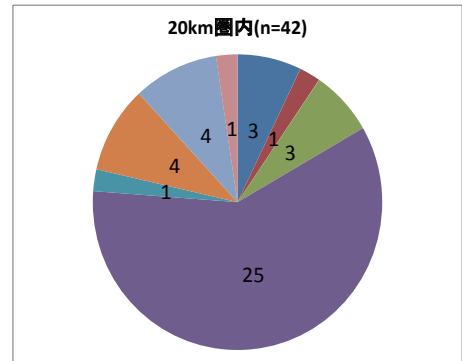
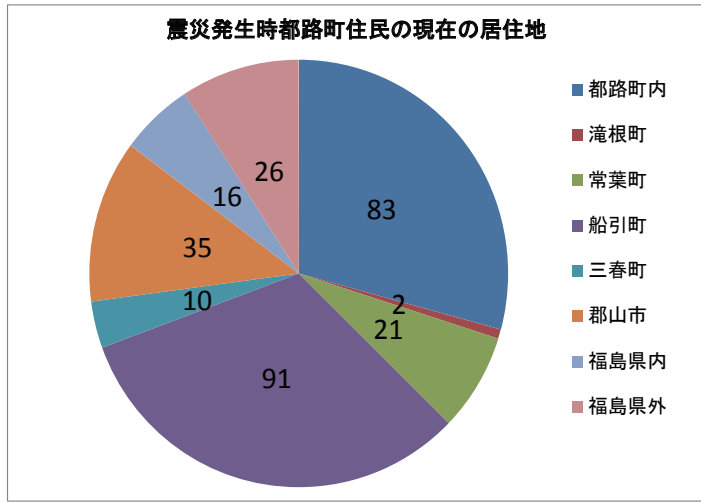


図 4-13 都路町住民世帯の、現在の居住地

(8) 日常の交通手段について

[質問 14] をもとに、日常生活での買い物の交通手段について集計を行った (図 4-14)。

ほとんどの住民が本人または家族の運転する車で日常生活の用事を済ませていることが分かった。アンケートでは複数回答は認められていないが、自家用車と移動販売・通販の併用、別居家族や友人の車と通販の併用をしているという回答も見られた。

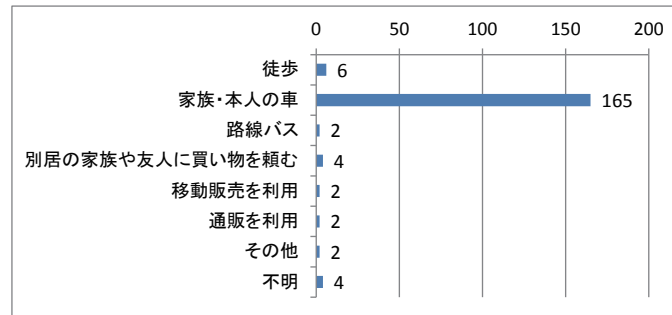


図 4-14 日常生活における交通手段

(9) 自宅での農業の実施について

[質問 15] をもとに、今後の都路町の自宅での農業の実施について集計を行った (図 4-15)。

111 世帯が何らかの形で農業を行うという意向を示しており、地域の産業・各世帯の生活に農業が根付いていることがわかる。

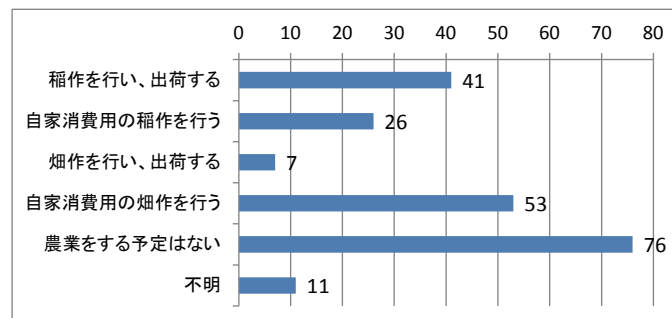


図 4-15 自宅での農業の実施について

(10) 震災発生時の自宅の現在の状況について

[質問13]から、震災発生時の自宅の状況について集計を行った(図4-16)。

多くの世帯の自宅は居住できる状況だが、32世帯(17%)が地震被害または線量の問題で居住できる状態にはない。地震被害のため自宅に居住できない世帯からは、修繕費用の問題が指摘された。

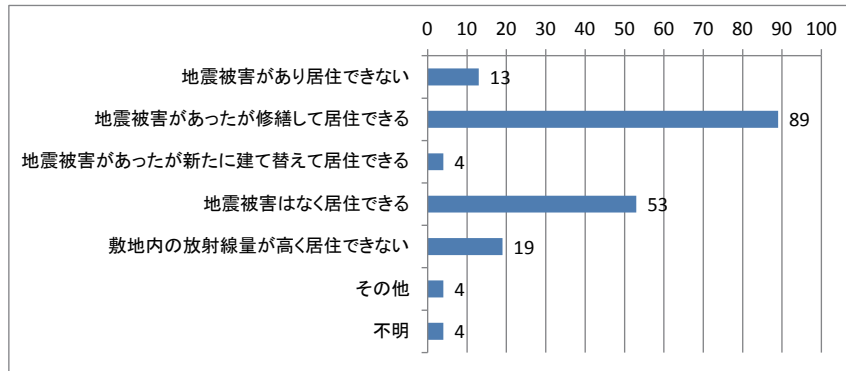


図4-10 自宅の現在の状況について

(11) 自宅に居住していない住民の、帰還意向について

[質問16]の結果より、現在都路町の自宅に住んでいない世帯は82世帯(44%)であり、これらの世帯から、今後の帰還意向について[質問17-1]を通じて調査を行った。

82世帯のうち、自宅に戻る時期の目途をたてている世帯は23世帯、「時期は未定だが戻る予定」と回答した世帯が34世帯、「都路の自宅に戻らない」と回答したのが34世帯、「現時点では判断できない」と回答したのが27世帯となった(図4-17)。

「現時点では判断できない」と回答した理由として、線量の問題(7票)、自宅の修繕、再建等に関する問題(5票)、仕事・雇用の問題(2票)、都路町が不便(1票)、家族がいない(1票)があった。

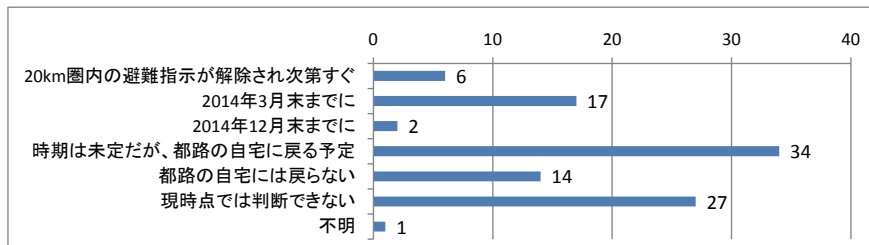


図4-17 自宅に帰還していない住民の帰還意向

第4章 都路町住民アンケートの実施

さらに、[質問17-2]で、「都路町で再び生活を始めるために優先するもの」について、最も優先するものを1項目、優先するものを2項目まで選択する設問を通じて集計を行った(図4-18)。

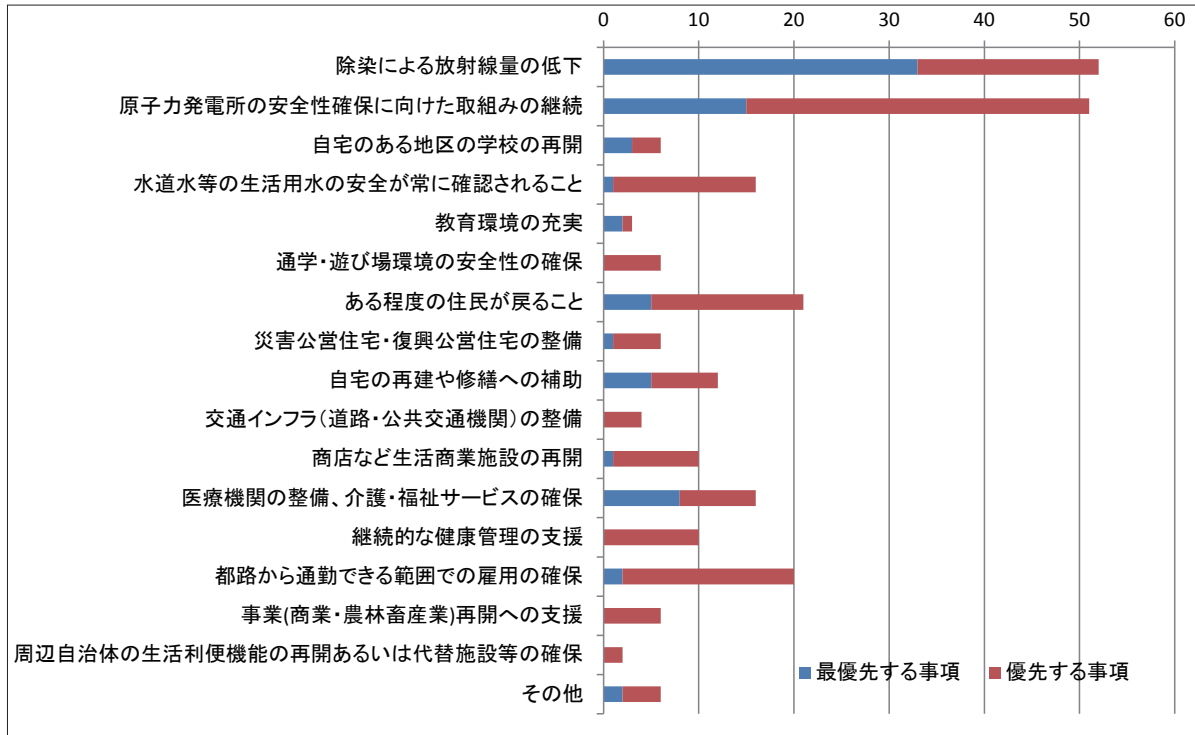


図4-18 都路町で再び生活を始めるために最も優先するもの

「除染による放射線量の低下」を望む声が最も多く、次点の「原子力発電所の安全確保に向けた取り組みの継続」と併せ、原発事故関連の項目にもっとも関心が寄せられていることが分かった。

3番目に選択が多かったのが「ある程度の住民が戻ること」とあり、都路町内のコミュニティ形成が課題となっていることがわかる。4番目に選択が多かったのが「都路から通勤できる範囲での雇用の確保」であり、雇用の問題も課題としてある。

以上に挙げた課題(原発事故、都路町内のコミュニティ形成、雇用問題)は震災以後に発生した課題であるという側面を持つ。

いっぽう、「最優先する事項」として3番目に多く選択された、「医療機関の整備、介護・福祉サービスの確保」という課題がある。

現在、都路町内の医療機関の運営体制は震災前と同水準まで回復している(2.1.2(2))

行政サービスの復旧状況について) にもかかわらず、不十分な医療体制が課題として挙げられている。都路町内にある都路診療所は土曜と日曜は常勤医師が不在であり、加えて2010年から入院業務を休止しているが、震災以前より変化していない医療環境についての課題が、震災を機に都路町から避難した住民が帰還をするうえでの懸念事項として指摘されていることが明らかとなった。

4.3 住民から見た都路町の課題

アンケート後半部分（質問18～27）の結果を集計し、都路町住民の考える生活上の課題について調査を行った。[質問17-2]と同様に、最も重要だと考えるものを1項目、重要だと考えるものを2項目まで選択する設問とした。

回答の不備（「最も重要/重要」が2つ/3つ以上選択されている、等）については、集計を行っていない。

(1) 医療・福祉について

診療所の入院機能を求める選択が最も多くなった。次点が「高齢者向けの医療施設の充実」となった。「その他」回答では、都路診療所の土曜日や夜間の診療の実施（4件）を求める意見が多く見られた（図4-19）。

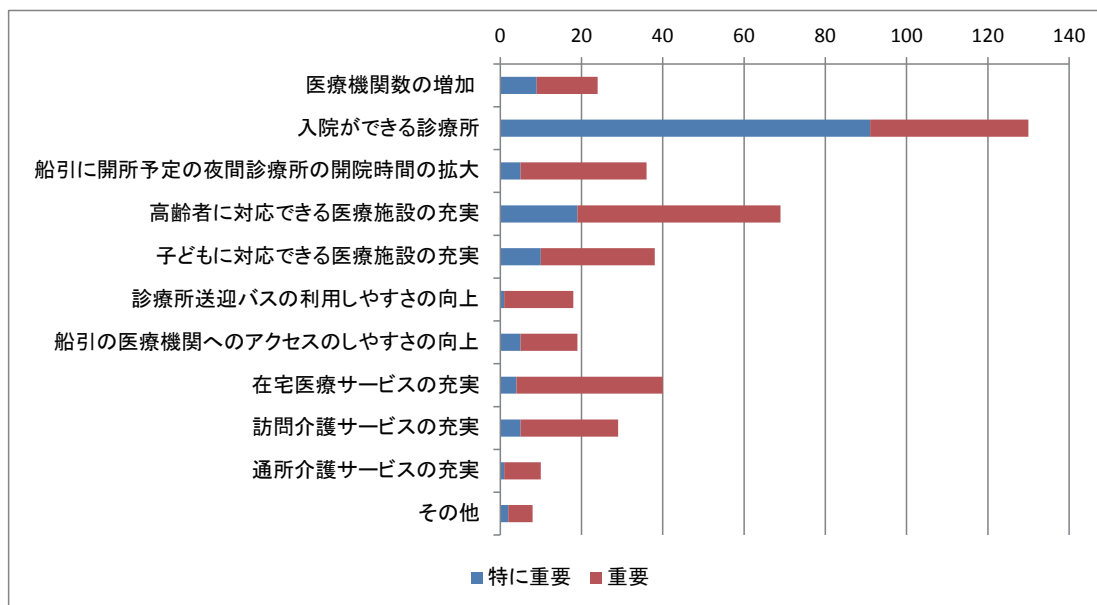


図4-19 医療・福祉について重要だと思うこと

(2) 子育て・教育について

「特に重要」の選択が最も多くなったのが「放射線に対する通学路の安全性の確保」となった。「重要」の選択も含めると、「都路から高校生が通学できる交通手段の確保」の回答が最も多くなった。次点が「古道小・岩井沢小の連携による教育の充実」であり、回答「その他」で「小学校の統合」を求める意見も3件あった（図4-20）。

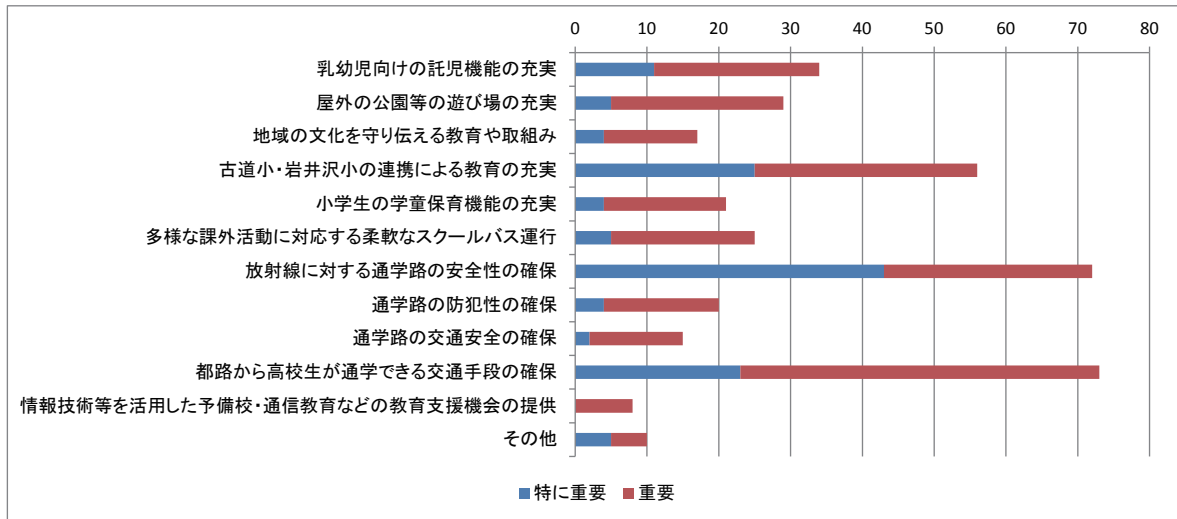


図4-20 子育て・教育について重要だと思うこと

(3) 交通について

選択が最も多くなったのが「都路から船引に出やすい公共交通の充実」となった。次点が「路線バス運賃の値下げや利用運賃への補助」であり、公共交通の充実・利用しやすいの向上が課題となった。また、将来の交通量の増加を見越して、国道288・399号線への歩道の整備、別ルートへの整備を求める意見もあった（図4-21）。

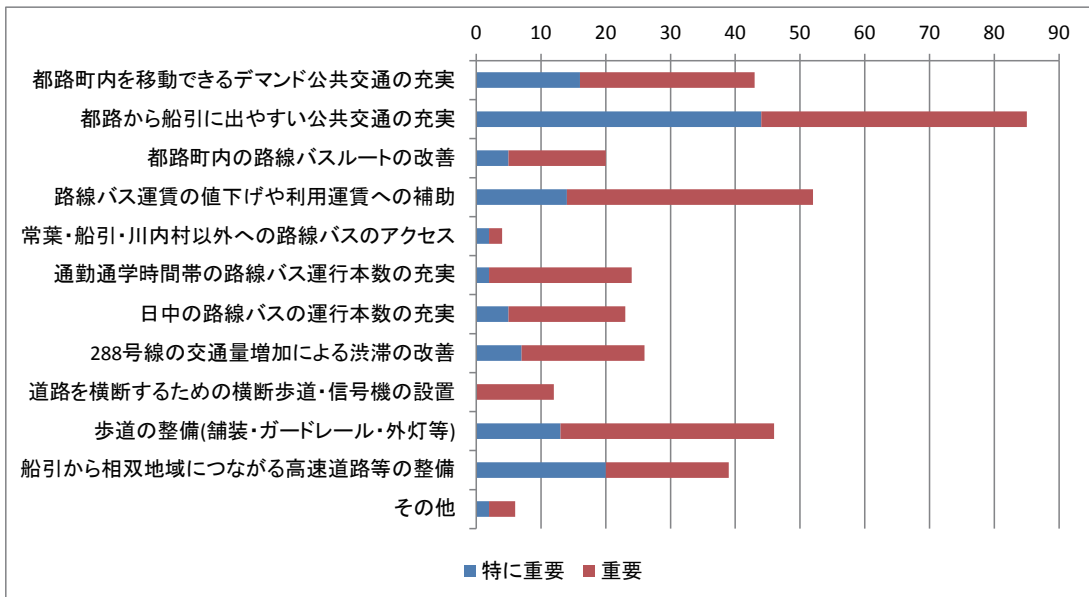


図4-21 交通について重要だと思うこと

(4) 買い物・生活商業施設について

古道・岩井沢中心部の商業施設の充実を求める声が多い。業態としては、食料品店、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、移動販売の充実が求められている（図4-22）。

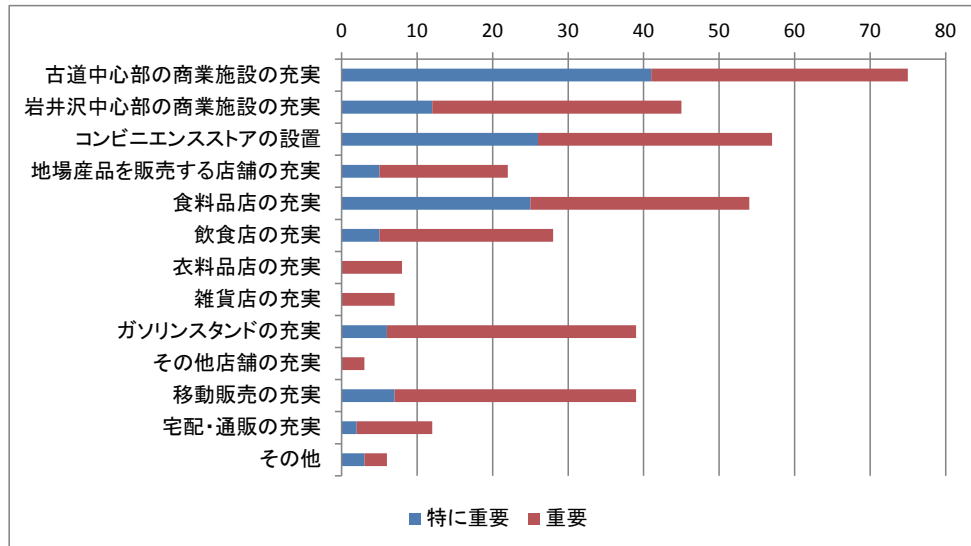


図4-22 買い物・生活商業施設について重要だと思うこと

(5) 地域雇用について

地域雇用についてのこの設問では、回答選択数が2番目に多くなった。「若い世代の雇用の充実」「子育てや介護をしながら働ける雇用の充実」を求める声が多く、若者の雇用の確保が都路町の課題であるとして住民の共通認識が出来上がっているといえる（図4-23）。

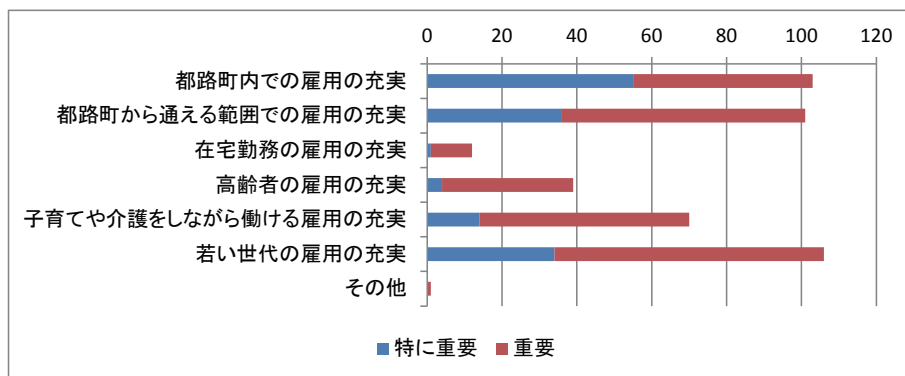


図4-23 地域雇用について重要だと思うこと

(6) 産業について

選択の多かった項目を大別すると、農林畜産業に関する項目の選択と、原発事故に関連する拠点施設を誘致するという項目の選択に分けられる。都路町の基幹産業である農林畜産業の復興と、原発事故に関連した新たな産業・雇用が求められている（図4-24）。

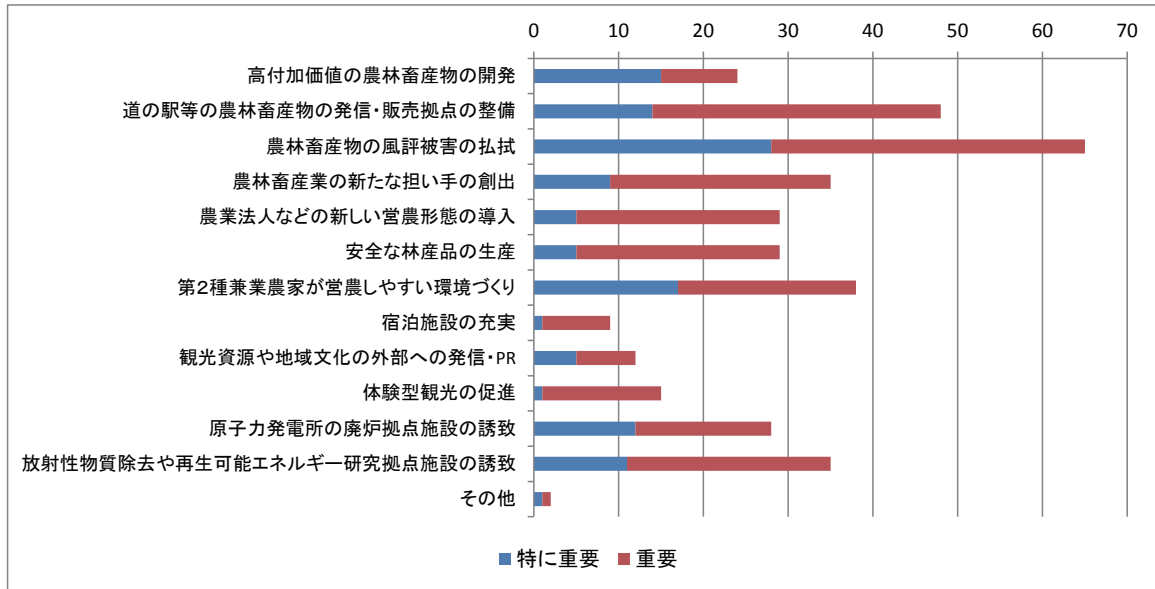


図4-24 産業について重要だと思うこと

(7) 住まいについて

震災で被害を受けた住宅の再建・修繕に対する補助、公営住宅の建設・提供など金銭的な問題で都路町に戻れない住民の居住地確保に関する施策が重要視されている。

また、空家・空き地問題も重要な課題として認識されている（図4-25）。

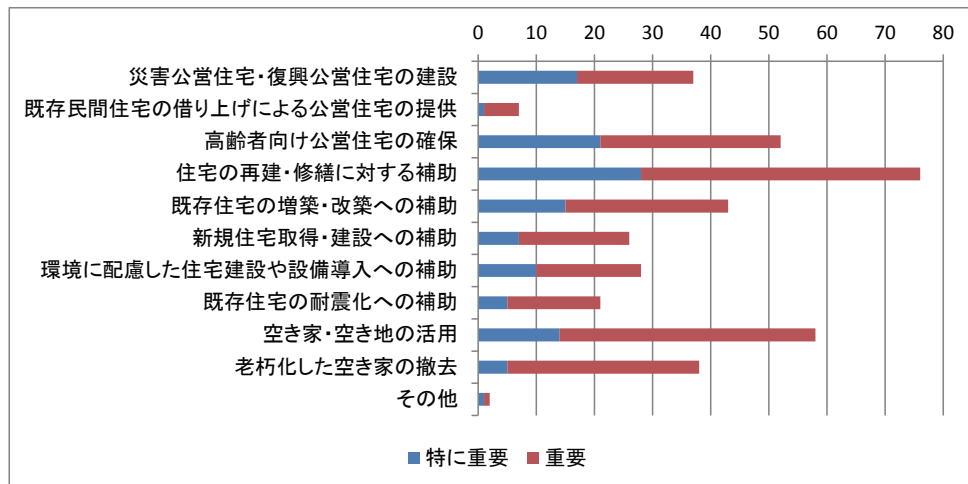


図4-25 住まいについて重要だと思うこと

(8) 放射能対策について

「放射線量を低下させるための除染等の継続」の選択が最も多く、回答「その他」では、放射線について正しい知識を持つことについての意見（3件）も見られた（図4-26）。

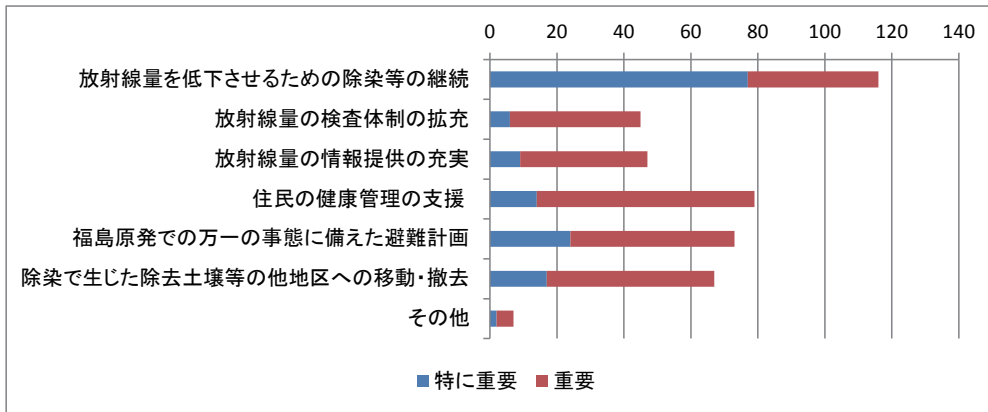


図4-26 放射能対策について重要だと思うこと

(9) 防災・防犯対策について

「イノシシなどによる獣害への対策」が最も多くなった。都路町内では震災以後、人の少なくなった里に警戒心を失った猪などが下りてきて、畑地を荒らすことが多くなっている（表4-2）。基幹産業である農業を脅かす課題として重要視されている（図4-27）。

また、住民が避難して人気の少なくなった町内の防犯対策についても住民の関心は高い。（日本農業新聞「原発被災地で野生獣害深刻化 帰村できなくなる・・・ 福島県飯館村」http://www.agrinews.co.jp/modules/pico/index.php?content_id=25276 2013年12月28日）

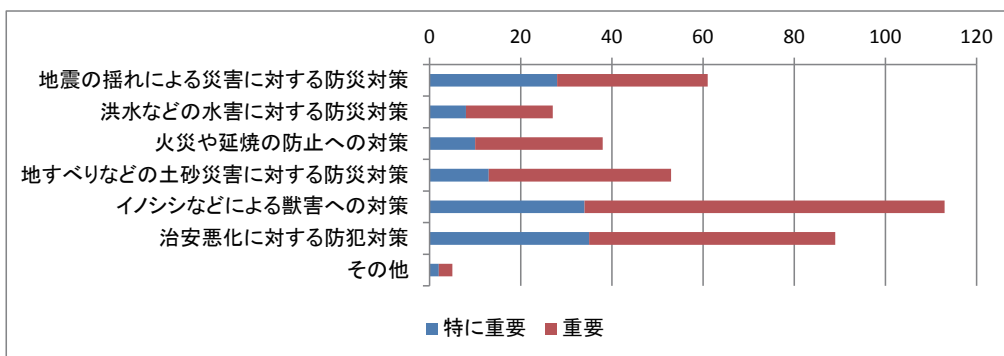


図4-27 防災・防犯対策について重要だと思うこと

表4-2 野生動物の捕獲実績の震災前後の比較

捕獲実績		カラス	ハクビシン	イノシシ	カモ	計
平成22年度	4月～10月	14	0	8	9	31
平成25年度	4月～10月	15	0	71	8	94

2013年11月25日 都路行政局提供

(10) コミュニティ活動の支援や活性化について

新規住民に対する取り組みより、従来からの住民同士の交流の活性化が必要であるという意見が多くなった（図 4-28）。

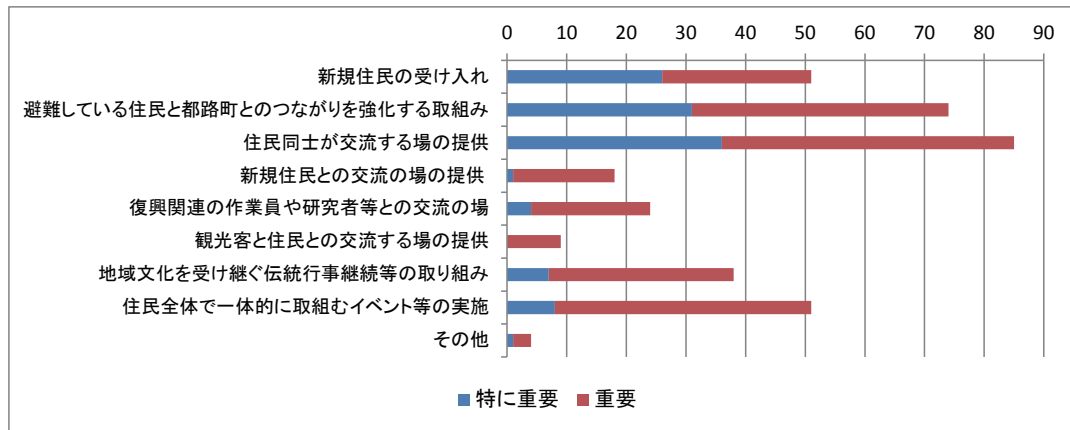


図 4-28 コミュニティ活動の支援や活性化について重要だと思うこと

(11) [質問18]～[質問27]のうちで、最も多く回答された施策・分野

[質問18]～[質問27]では、回答者が重要だと考えた施策を選択でき、不必要だと考えた施策や分野に関しては、選択数が少なくなる。

そこで、選択された数を施策・施策分野ごとに集計し、都路町の住民がより重要であると考えているものを明らかにする。

施策分野に関しては、「放射能対策」「地域雇用」「医療・福祉」の順に施策の選択数が多く、住民の関心が高いことが分かった（図4-29）。

施策では、「入院ができる診療所」「放射線量を低下させるための除染等の継続」「イノシンなどによる獣害への対策」「若い世代の雇用の充実」「都路町内での雇用の充実」「都路町から通える範囲での雇用の充実」が上位となった（図4-30）。

「入院ができる診療所」は震災とは直接関係のない項目だが、最も選択を集めた。都路町への帰還だけでなく、住民の日常生活を営む上で大きな不安となっていることがわかる。

「放射線量を低下させるための除染等の継続」や「イノシンなどによる獣害の対策」も、明確な解決法の無い課題であるが、住民の関心は高い。

「地域雇用」の施策分野の選択肢が少ない分、各選択肢の選択が多かったとはいえ、上位に3施策が選択され、都路町内の雇用問題への関心が高いことが明らかになった。これらの中でも「都路町内での雇用の充実」は、「特に重要」という選択が最も多くなっている。

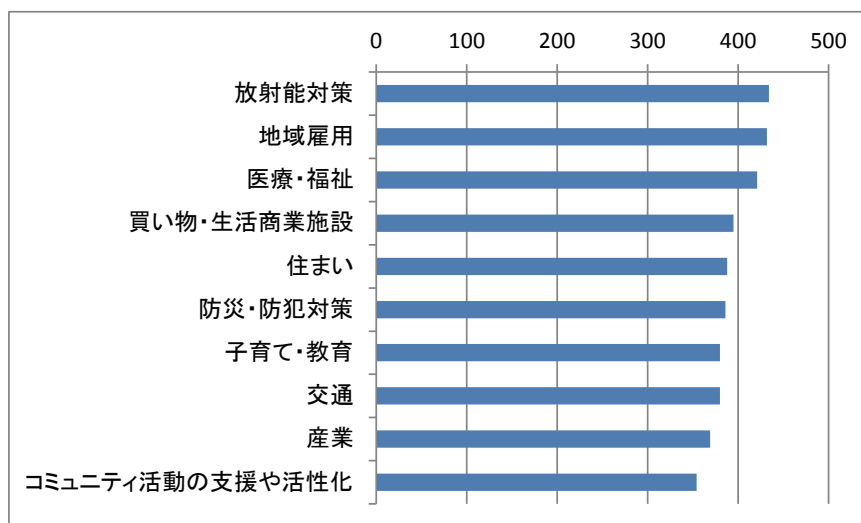


図4-29 施策分野別に見た選択数

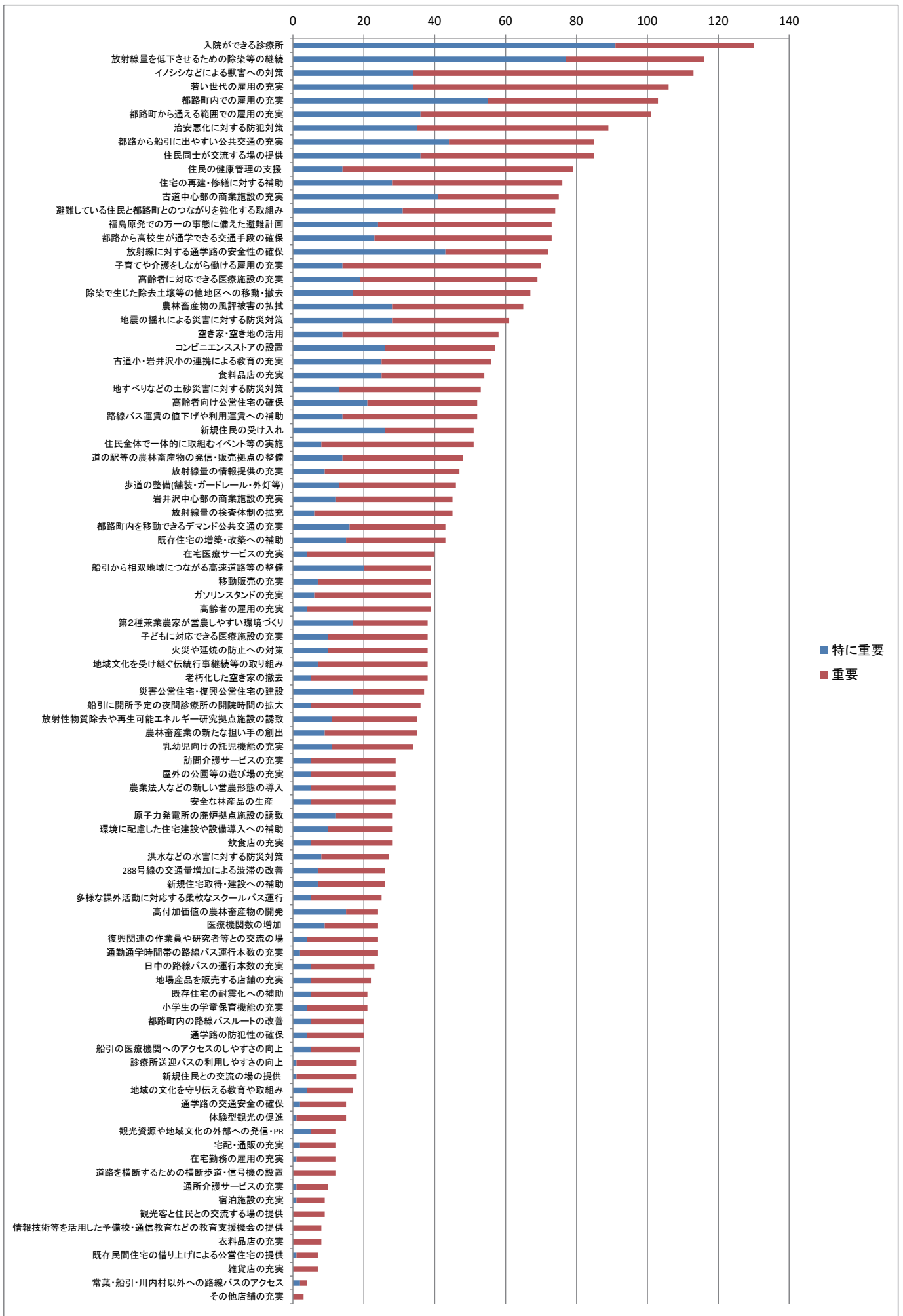


図 4-30 施策別に見た選択数

4.4 住民属性から見た都路町の課題

住民の属性により、どの施策をより重視するかは変化するはずである。そこで、回答者を属性別にグループ分けし、施策の選択率や順位から、ある属性の住民が重視する政策について明らかにする。

(1) 避難指示解除準備区域の住民の重要視する施策

アンケートへの回答者を「震災発生時に避難指示解除準備区域居住していた回答者（20 km圏内）」（29人）と「それ以外（20 km圏外）」（166人）で分け、回答者が「重要である」と選択した施策の数を比較する。20 km圏内の回答者の選択数には、人数比に応じて5.72を乗じる。

施策の選択数を比較すると、20 km圏内の住民の選択数は全体的に多い傾向にあり、この地域の住民は高い課題意識を持っているといえる。

施策選択数の順位を比較して高い傾向が見られた施策のうち、

- 「放射線量の低下」「福島原発での万一の事態に備えた避難計画」は原発に近い地域性から、
- 「住宅再建・修繕に対する補助」は帰還意向のある住民が多いこと、
- 「食料品店の充実」「コンビニエンスストアの設置」は船引地域から遠く、バス路線のないこの地域のニーズに基づいたものであると考えられる（図4-31）。

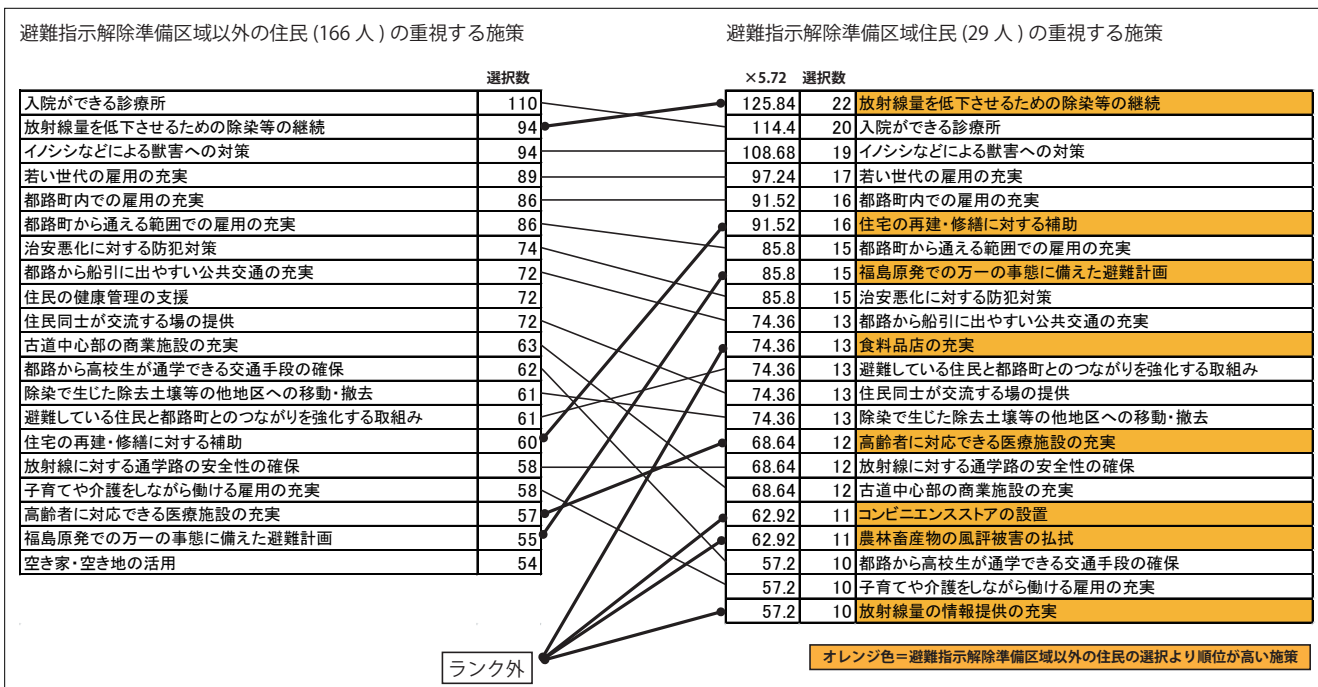


図4-31 避難指示解除区域住民の、施策選択数

(2) 子どもがいる世帯の住民の重要視する施策

アンケートへの回答者を「子どもがいる世帯の回答者」(66人)と「それ以外」(121人)で分け、回答者が「重要である」と選択した施策の数を比較する。2子どもがいる世帯の回答者の選択数には、人数比に応じて1.83を乗じる。

施策の選択数を比較すると、子どもがいる世帯の住民の選択数は全体的に多い傾向にあり、このグループの住民は高い課題意識を持っているといえる。

施策選択数の順位を比較して高い傾向が見られた施策のうち、

- 「都路から高校生が通学できる交通手段の確保」「路線バス運賃の値下げや利用運賃への補助」は、高校生の通学の負担を減らす目的で、
- 「都路町から通える雇用の充実」は子どものある世帯が都路で子育てをしながら生活するため(かつ、都路町内の雇用に対する期待度が低い)、
- 「住民の健康管理の支援」「放射線に対する通学路の安全性の確保」からは子ども達を放射線から守るため、
- 「住宅再建・修繕に対する補助」は子供たちを都路町で生活させてあげるため、
- 「避難している住民と都路町とのつながりを強化する取り組み」は都路町と仮設住宅等で暮らす子どもたち同士の交流を意識した回答ではないかと考えられる。(図4-32)。

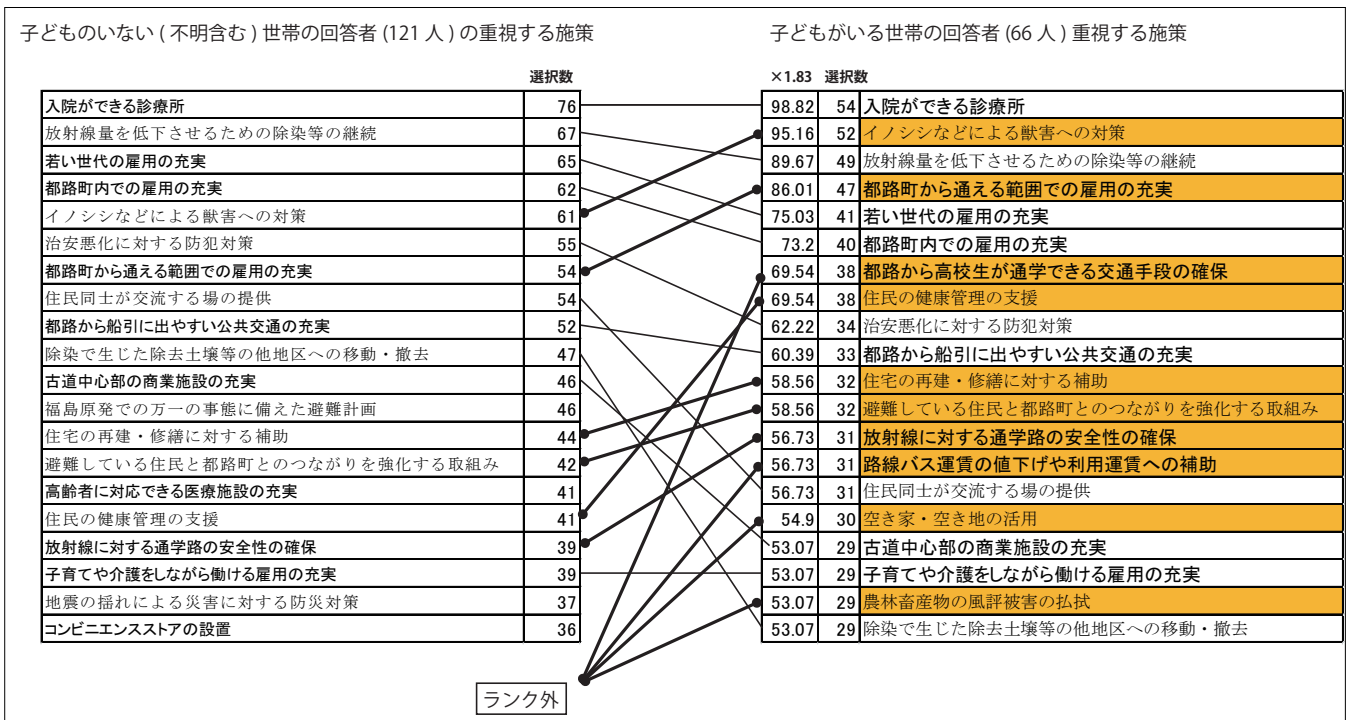


図4-32 子どもがいる世帯の、施策選択数

第4章 都路町住民アンケートの実施

(3) 震災時 20 km圏外に居住していて、自宅に戻っていない住民の重要視する施策

アンケートへの回答者を「震災時 20 km圏外に居住し、現在自宅に戻っていない住民」(78人)と「震災時 20 km圏外に居住し、現在自宅に戻っている住民」(88人)で分け、回答者が「重要である」と選択した施策の数を比較する。2子どもがいる世帯の回答者の選択数には、人数比に応じて 1.13 を乗じる。

施策選択数の順位を比較した結果、都路の自宅に住んでいる世帯の回答者が選択した施策で、都路の自宅に住んでいないグループと比較して高い順位にある施策は、「住民の健康関連の支援」「除染で生じた除去土壌等の他地区への移動・撤去」「農林畜産物の風評被害の払拭」「福島原発での万一の事態に備えた避難計画」「船引から相双地域につながる高速道路の整備」など、原発事故関連のものが多い。

都路の自宅に住んでいないグループについてみれば、原発事故や放射線の問題ではなく、その他生活面で都路町に暮らすうえでの課題をより重視していることがわかる。このことから、都路町に帰還するうえで障壁となっているのは原発事故の影響や放射線の問題ではなく、生活面等での課題であることが予測できる(図4-33)。

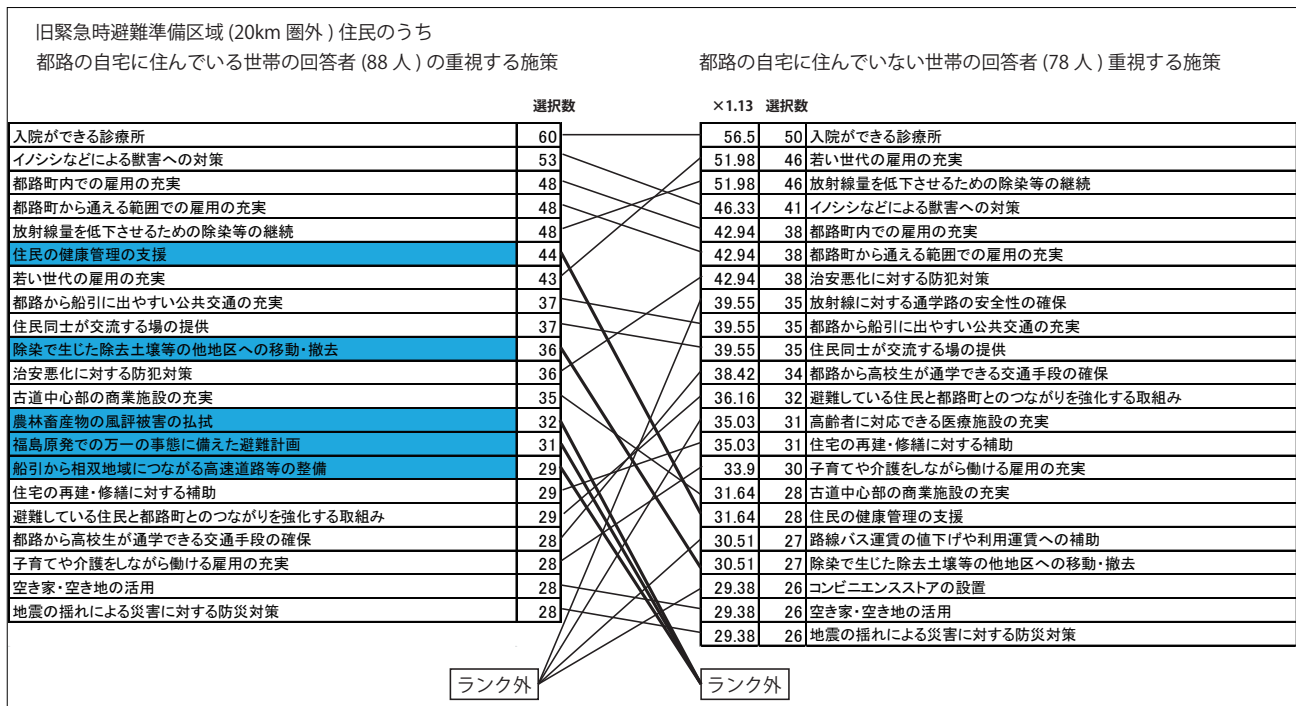


図 4-33 自宅帰還者と未帰還者の、施策選択数の比較

4.5 小結

自宅に帰還していない住民が回答した、「都路町で再び生活を始めるために優先するもの」は、「除染による放射線量の低下」が突出して多く選択され、ヒアリングでの放射線量に対する関心が高いことが分かった。

しかし、住民全員が回答した「都路町で生活し続けるために重要だと思うこと（施策）」という設問では、放射線量の問題や獣害に対する対策など原発事故に関連する施策のほか、入院ができる診療所、雇用の充実などが多く選択され、都路町の課題の多様性が明らかとなった。

また、この設問を「20 km圏内の住民とそれ以外」「子どもがいる家族とそれ以外」「20 km圏外の住民で自宅に帰還していない住民と帰還している住民」の3通りでクロス集計を行ったところ、

20 km圏内の住民は「原発事故の安全・防災対策がとられ」「家の再建の補助が出ること」「バス路線の無い集落だが最低限の商店があること」を重要視している。

子育て世帯は「高校生が自宅から通える交通の確保」「都路で子育てをしながら働ける雇用がある」「子どもたちを安全に、都路町で生活させる」ことを重視している。

自宅に帰還できていない20 km圏外の住民は、「放射線量よりも生活面での課題」を重視している。

以上のことが明らかになった。

第4章 都路町住民アンケートの実施

図・表の出典

- ・表 4-1

「都路町住民の現在の生活と都路町の住環境に関するアンケート」2013年12月、都路町住生活基本構想協議会 を参考に作成

- ・図 4-1 ～ 4-32

「都路町住民の現在の生活と都路町の住環境に関するアンケート」集計結果（2014年1月27日時点）より、筆者作成

第5章 結論

第5章 結論

第2章では、行政単位としての都路町の復旧は着実に進んでいるいっぽう、不確実な除染作業の効果や放射線量への不安が残っていることが明らかとなった。しかし、住民の帰還率が向上しないことや、住民の帰還率の分布などは放射線量の分布と相関があるわけではなく、住民が帰還する上で放射線量とは異なる性質の課題が、住民の帰還行動に影響を与えていることが明らかとなった。

第3章では、一人でも多くの住民が満足して帰還をするためには、住民の属性に応じた、きめ細かい調査と、ターゲットを絞った施策の実行が必要であると結論付けた。そのうえで、帰還や都路での生活における課題の多くには住民属性が関連付けられることが明らかとなった。

第4章では、住民アンケートの回答結果より、住民が都路町で生活するうえで重視している課題は放射能対策等、原発事故・震災関連の課題だけでなく、日常生活面での多くの課題を重視していることがわかった。このことから、震災に関連するものだけではなく、従来から存在する都路町の課題を解決しなければ都路町の住民の帰還は促進できないことが明らかとなった。

また、住民の属性ごとに重視する課題は異なっており、2014年春からの避難区域解除、小中学校の都路での再開に際して大きく影響を受けるであろう20km圏内の住民、子供がいる世帯の住民についてはより重視されるべき課題を明らかにした。

同様な手法は、例えば公営復興住宅の建設と同時に行い、入居率や入居者の満足度を向上させる施策の提案等に適用できる。ある施策を実行する際に影響を受けるターゲットを特定することで、どの様な施策を同時に実施すれば施策の効果を最大限まで引き出すことができるかということにも役立てることができる。

当研究で行った、原発事故被災住民の帰還に関する課題を住民の属性別に、また震災に関連する / しないものに分類するという課題分析方法は、都路町だけでなく、これから避難指示が徐々に解除されていく市町村で段階的な復興、部分的な復興を行ううえで有効な手法となることが期待できると考える。

都路町住民の現在の生活と都路町の住環境に関するアンケート

平成 25 年 12 月 15 日 都路町住生活基本構想協議会

以下の質問にあてはまる番号に○印を記入するか、() 内に記入してください。

◆ 世帯主についてお伺いします。

【質問 1】 世帯主の性別を教えてください。 ①男 ②女

【質問 2】 世帯主の年齢を教えてください。

①20 歳代以下 ②30 歳代 ③40 歳代 ④50 歳代 ⑤60 歳代 ⑥70 歳以上

【質問 3】 震災発生時のお住まいの行政区はどこですか。

①第 1 行政区 ②第 2 行政区 ③第 3 行政区 ④第 4 行政区 ⑤第 5 行政区
⑥第 6 行政区 ⑦第 7 行政区 ⑧第 8 行政区(20km 圏内) ⑨第 8 行政区(20km 圏外)
⑩第 9 行政区 ⑪第 10 行政区 ⑫第 11 行政区 ⑬第 12 行政区

【質問 4】 現在のお住まいはどこですか。

①震災前と同じ ②震災前と異なる都路町内 ③滝根町 ④大越町 ⑤常葉町 ⑥船引町
⑦三春町 ⑧小野町 ⑨郡山市 ⑩福島県内(①～⑨以外) ⑪福島県外

【質問 5】 現在のお住まいの種別を教えてください。

①持ち家(家族または世帯主所有) ②仮設住宅 ③借り上げ住宅 ④民間賃貸住宅
⑤給与住宅(社宅・公務員宿舎など) ⑥ご家族のうちどなたかのお住まい・実家 ⑦親戚・知人宅
⑧その他 ()

【質問 6】 世帯主の現在の主たる職業を教えてください。

①自営業(農林畜産業) ②自営業(農林畜産業以外) ③会社員(事務) ④会社員(労務)
⑤パート・アルバイト ⑥公務員 ⑦求職中 ⑧無職 ⑨その他 ()

【質問 7】 職に就かれている世帯主の方に伺います。主な勤務先はどこですか。

①都路町(ご自宅) ②都路町(ご自宅以外) ③滝根町 ④大越町 ⑤常葉町 ⑥船引町
⑦三春町 ⑧小野町 ⑨郡山市 ⑩福島県内(①～⑨以外) ⑪福島県外

◆ ご家族についてお伺いします。

(※ここでの「ご家族」とは、お仕事や高校通学・大学在学等で離れて暮らしていても生計を同じくする場合や、複数の世帯が同居している場合も、同じ「ご家族」とします。)

【質問 8】 ご家族のうち未就職の子ども的人数を教えてください。

①いない ②1人 ③2人 ④3人 ⑤4人 ⑥5人 ⑦5人以上 () 人

【質問 9】 子どもがいる方は、その就学先等の内訳を教えてください。

①就学前 () 人 ②小学生 () 人 ③中学生 () 人 ④高校生 () 人
⑤大学生・大学院生 () 人 ⑥高専生 () 人 ⑦専門学校生 () 人
⑧その他 () () 人

【質問 10】 ご家族のうち 65 歳以上の高齢者の数を教えてください。

①いない ②1人 ③2人 ④3人 ⑤4人 ⑥5人 ⑦5人以上 () 人

【質問 11】 ご家族のうち世帯主と離れて住んでいる方の数を教えてください。

①いない ②1人 ③2人 ④3人 ⑤4人 ⑥5人 ⑦5人以上 () 人

【質問 12】 離れて住んでいるご家族がいる方に伺います。離れて住んでいるご家族の居住地はどこですか。(複数個所の場合はすべて)

①都路町 ②滝根町 ③大越町 ④常葉町 ⑤船引町 ⑥三春町 ⑦小野町
⑧郡山市 ⑨福島県内(①～⑧以外) ⑩福島県外

◆ご家族の現在の生活と今後の予定についてお伺いします。

【質問 13】 震災発生時にお住まいだったご自宅の今の状況を教えてください。(あてはまるもの1つのみ)

- ①地震被害があり居住できない ②地震被害があったが修繕して居住できる
③地震被害があったが新たに建て替えて居住できる ④地震被害はなく居住できる
⑤敷地内の放射線量が高く居住できない ⑥その他 ()

【質問 14】 現在お住まいのところで日常必要になる食料品や日用品等の買い物に行く場合、主にどのような交通手段で行くことが多いですか。(最もあてはまるもの1つのみ)

- ①徒歩のみ ②ご家族(本人を含む)の運転する車 ③知人の運転する車 ④タクシー
⑤路線バス ⑥医療機関等の送迎バス利用時に合わせて行う ⑦別居の家族や知人に頼む
⑧移動販売が近くまで来る ⑨宅配・通販を利用している
⑩その他 ()

【質問 15】 今後、都路でご家族のどなたかが農業を行う予定はありますか。現在農業をされている方も今後の予定をお聞かせください。(あてはまるものを全て)

- ①稲作を行い出荷する予定 ②自宅で消費する分の稲作する予定
③畑作を行い出荷する予定 ④自宅で消費する分の畑作をする予定
⑤農業をする予定はない

【質問 16】 現在、都路のご自宅に住んでいますか。

- ①住んでいない ②住んでいる

→ **【質問 16】**で「①住んでいない」に○をつけられた方に伺います。

【質問 17-1】 今後の居住地について予定を教えてください。(あてはまるもの1つのみ)

- ①都路の旧警戒区域(20km圏内)の避難指示が解除されたらすぐに都路の自宅に戻る
②平成26年3月末までに都路の自宅に戻る ③平成26年12月末までに都路の自宅に戻る
④時期は未定だが、都路の自宅に戻る予定 ⑤都路の自宅には戻らない
⑥現時点では判断できない 理由 ()

【質問 17-2】 都路町で再び生活を始めるために最も優先するものは何ですか。(最も優先するもの1つ◎、優先するもの最大2つまで○)

- ①除染による放射線量の低下 ②原子力発電所の安全性確保に向けた取組みの継続
③自宅のある地区の学校の再開 ④水道水等の生活用水の安全が常に確認されること
⑤教育環境の充実 ⑥通学・遊び場環境の安全性の確保
⑦ある程度の住民が戻ること ⑧災害公営住宅・復興公営住宅の整備
⑨自宅の再建や修繕への補助 ⑩交通インフラ(道路・公共交通機関)の整備
⑪商店など生活商業施設の再開 ⑫医療機関の整備、介護・福祉サービスの確保
⑬継続的な健康管理の支援 ⑭都路から通勤できる範囲での雇用の確保
⑮事業(商業・農林畜産業)再開への支援
⑯周辺自治体の生活利便機能の再開あるいは代替施設等の確保
⑰その他 []

◆これから都路町で生活し続けるために重要だと思うことや施策について伺います。

あなた個人のお考えをお聞かせください。以下の質問に、特に重要だと思うものを1つ選び番号に◎を記入し、重要だと思うものを最大2つまで選び○を記入して下さい。(例：①医療… ②入院…)

【質問 18】 医療・福祉について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]1つ◎、[重要]2つまでを○)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ①医療機関数の増加 | ②入院ができる診療所 |
| ③船引に開所予定の夜間診療所の開院時間の拡大 | ④高齢者に対応できる医療施設の充実 |
| ⑤子どもに対応できる医療施設の充実 | ⑥診療所送迎バスの利用しやすさの向上 |
| ⑦船引の医療機関へのアクセスのしやすさの向上 | ⑧在宅医療サービスの充実 |
| ⑨訪問介護サービスの充実 | ⑩通所介護サービスの充実 |
| ⑪その他 | |

【質問 19】 子育て・教育について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ①乳幼児向けの託児機能の充実 | ②屋外の公園等の遊び場の充実 |
| ③地域の文化を守り伝える教育や取り組み | ④古道小・岩井沢小の連携による教育の充実 |
| ⑤小学生の学童保育機能の充実 | ⑥多様な課外活動に対応する柔軟なスクールバス運行 |
| ⑦放射線に対する通学路の安全性の確保 | ⑧通学路の防犯性の確保 |
| ⑨通学路の交通安全の確保 | ⑩都路から高校生が通学できる交通手段の確保 |
| ⑪情報技術等を活用した予備校・通信教育などの教育支援機会の提供 | |
| ⑫その他 | |

【質問 20】 交通について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ①都路町内を移動できるデマンド公共交通の充実 | ②都路から船引に出やすい公共交通の充実 |
| ③都路町内の路線バスルートの改善 | ④路線バス運賃の値下げや利用運賃への補助 |
| ⑤常葉・船引・川内村以外への路線バスのアクセス | ⑥通勤通学時間帯の路線バス運行本数の充実 |
| ⑦日中の路線バスの運行本数の充実 | ⑧288号線の交通量増加による渋滞の改善 |
| ⑨道路を横断するための横断歩道・信号機の設置 | ⑩歩道の整備(舗装・ガードレール・外灯等) |
| ⑪船引から相双地域につながる高速道路等の整備 | |
| ⑫その他 | |

【質問 21】 買い物・生活商業施設について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①古道中心部の商業施設の充実 | ②岩井沢中心部の商業施設の充実 |
| ③コンビニエンスストアの設置 | ④地場産品を販売する店舗の充実 |
| ⑤食料品店の充実 | ⑥飲食店の充実 |
| ⑦衣料品店の充実 | ⑧雑貨店の充実 |
| ⑨ガソリンスタンドの充実 | ⑩その他店舗()の充実 |
| ⑪移動販売の充実 | ⑫宅配・通販の充実 |
| ⑬その他 | |

【質問 22】 地域雇用について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①都路町内での雇用の充実 | ②都路町から通える範囲での雇用の充実 |
| ③在宅勤務の雇用の充実 | ④高齢者の雇用の充実 |
| ⑤子育てや介護をしながら働ける雇用の充実 | ⑥若い世代の雇用の充実 |
| ⑦その他 | |

【質問 23】 産業について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| ①高付加価値の農林畜産物の開発 | ②道の駅等の農林畜産物の発信・販売拠点の整備 |
| ③農林畜産物の風評被害の払拭 | ④農林畜産業の新たな担い手の創出 |
| ⑤農業法人などの新しい営農形態の導入 | ⑥安全な林産品の生産 |
| ⑦第2種兼業農家が営農しやすい環境づくり | ⑧宿泊施設の充実 |
| ⑨観光資源や地域文化の外部への発信・PR | ⑩体験型観光の促進 |
| ⑪原子力発電所の廃炉拠点施設の誘致 | ⑫放射性物質除去や再生可能エネルギー研究拠点施設の誘致 |
- その他 []

【質問 24】 住まいについて重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ①災害公営住宅・復興公営住宅の建設 | ②既存民間住宅の借り上げによる公営住宅の提供 |
| ③高齢者向け公営住宅の確保 | ④住宅の再建・修繕に対する補助 |
| ⑤既存住宅の増築・改築への補助 | ⑥新規住宅取得・建設への補助 |
| ⑦環境に配慮した住宅建設や設備導入への補助 | ⑧既存住宅の耐震化への補助 |
| ⑨空き家・空き地の活用 | ⑩老朽化した空き家の撤去 |
- ⑪その他 []

【質問 25】 放射能対策について重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ①放射線量を低下させるための除染等の継続 | ②放射線量の検査体制の拡充 |
| ③放射線量の情報提供の充実 | ④住民の健康管理の支援 |
| ⑤福島原発での万一の事態に備えた避難計画 | ⑦除染で生じた除去土壌等の他地区への移動・撤去 |
- ⑥その他 []

【質問 26】 防災・防犯対策について重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①地震の揺れによる災害に対する防災対策 | ②洪水などの水害に対する防災対策 |
| ③火災や延焼の防止への対策 | ④地すべりなどの土砂災害に対する防災対策 |
| ⑤イノシシなどによる獣害への対策 | ⑥治安悪化に対する防犯対策 |
- ⑦その他 []

【質問 27】 コミュニティ活動の支援や活性化について、重要だと思うものは何ですか。([特に重要]◎1つ、[重要]○2つまで)

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ①新規住民の受け入れ | ②避難している住民と都路町とのつながりを強化する取組み |
| ③住民同士が交流する場の提供 | ④新規住民との交流の場の提供 |
| ⑤復興関連の作業員や研究者等との交流の場 | ⑥観光客と住民との交流する場の提供 |
| ⑦地域文化を受け継ぐ伝統行事継続等の取組み | ⑧住民全体で一体的に取り組むイベント等の実施 |
- ⑨その他 []

【質問 28】 住民・行政・ボランティア等に取り組んでほしいこと等があればご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

謝辞

本論文の執筆にあたって、指導教官である出口敦先生に深くお礼を申し上げたいと思います。出口先生にはなかなか進まない（その間不義理を数々重ねてしまいましたことを誠にお詫び申し上げます。）修士論文の指導をご多忙の中最後まで行っていただけただけでなく、柏というまちづくりが現在進行中である新しい環境で、さまざまな分野について勉強をする機会を頂き、本当にこの研究室で大学院生活を送ることができてよかったですと感じています。

私は修士1年次より田村市のプロジェクトに関わらせていただいておりますが、その間ご指導いただいた清家剛先生、清水亮先生、田中大朗さん、岡本祐輝さんにも御礼を申し上げます。特に田中さんには「第二の指導教官」として、田村市について・論文執筆について両方から厚くご指導いただきました。また清家先生には副指導教員として、田村市について考えるうえで重要な、かつ私が見落としていた観点を的確にご指導いただきました。重ねて御礼を申し上げます。

修士1年からのプロジェクト活動に加えて、研究が始まってからも田村市の職員の皆様には大変お世話になりました。UDCTの三部様、山野辺様、そして赤石澤様にはヒアリングへのご協力や調査のアドバイス、また送迎などのサポートを何度も行って頂きました。都路行政局市民課の皆様からは、住民の避難状況の記録という貴重なデータを逐次提供いただき、研究を行う上で大変参考になりました。そして、ヒアリングやアンケートにご協力いただきました市民の皆様には感謝の意を申し上げます。

大学院生活をともに過ごした同期の皆さんにも御礼を申し上げます。田村市のまちづくりプロジェクトで「NEXT TAMURA VISION」を一緒に作りあげた清水研究室の小笠原れい子さん、原田恵さん、そして田村市のプロジェクトだけでなく、ワークショップへの参加など様々な苦楽を共にした出口研究室の同期の井上雄仁君、久野恭平君、1学年先輩となりますが同じ2013年度卒となる遠藤友里恵さんです。メンバーそれぞれがタイプの違う、その分学ぶこともたくさんあったとても面白いチームでした。それぞれ進む道は違いますが、定期的集まってみんなの仕事の話や近況をしましょう！とりあえず、今まで本当にありがとうございました。これからも、よき学友として仲良くしてください。

最後に、私の家族に有難うと言いたいです。ここまで来られたのは家族の陰ながらのサポート・応援があったおかげです。これからは宮崎家を支えていける立派な社会人になって、恩返しをしようと思います。

2014年3月24日 宮崎智裕

